

令和5年第1回大衡村議会定例会会議録 第1号

---

令和5年3月1日（水曜日） 午前10時開会

---

出席議員（11名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹	7番 文屋 裕男
8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一	10番 佐々木金彌
11番 佐藤 貢	12番 細川 運一	

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

村 長	萩原 達雄	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	齋藤 浩	監 査 委 員	和泉 文雄
総 務 課 長	佐野 克彦	企 画 財 政 課 長	残間 文広
住 民 生 活 課 長	早坂紀美江	税 務 課 長	堀籠 淳
健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司	産 業 振 興 課 長	渡邊 愛
都 市 建 設 課 長	後藤 広之	教 育 次 長 兼 指 導 主 事	岩淵 克洋
学 校 教 育 課 長	森田祐美子	社 会 教 育 課 長	大沼 善昭
会 計 管 理 者	堀籠満智男	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

---

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子      次長 小原 昭子      書記 残間 頼

---

議事日程（第1号）

令和5年3月1日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定

第 3 施政方針説明

第 4 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じ

---

午前10時00分 開 会

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しますので、これより令和5年第1回大衡村議会定例会を開会いたします。

これより、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項並びに監査委員から提出のあった例月出納検査結果及び定期監査の報告書については、配付のとおりであります。

組合議会等の報告書については、組合議会等報告文書表のとおりであります。各報告書は議員控室に備えておりますので、縦覧願います。

陳情書等については、配付しております請願・陳情書等文書表のとおりであります。配付のみとさせていただきますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の閉会中の所管事務調査に関わる報告を行います。

各常任委員長に報告を求めます。初めに、佐々木金彌総務民生常任委員長、報告願います。

総務民生常任委員長（佐々木金彌君） それでは、私のほうから総務民生常任委員会の報告をいたします。

調査につきましては、2日間に分かれておりますので、2部構成で提出しております。ご承認いただきます。

調査月日として1月18日に、新地域交通のあり方についてということで調査しております。これらにつきましては万葉バス、こういったものについて廃止の方向であるということを含め、デマンド交通なりスクールバスなりの対応をこれから考えていくということで、いろいろ説明を受けました。そして、デマンド交通のほうを大きく変えるということも含めて、スクールバスを4台方向にして万葉バスを廃止したいというような経過になっております。

この中では、質疑の中でいわゆるデマンドなんかの運転士なりスクールバスの運転士とかそういったものについての資格とか、それから高校生の通学等についてあるいは住民へのPRという、そういった点が議論の対象になりました。

次に、5年度2月8日の第2回目の総務民生常任委員会では、新地域交通システムの在り方ということと、その他の所管事務について質疑をしております。当初の新地域交通システムの在り方そのものの変更というか、変わった点等ご説明いただいて、いわゆる委託する補助金とかそういったものまであるいはデマンド等につきましても、いろいろな条件を考えて詳しく検討しております。この書類のとおりでございます。お目通し願います。

その他の所管事務として、総務課につきましては、最初に火災あった点についてご説明いただいてから、定例会の議案あるいは職員の採用についてということでご説明いただきました。

それから2番目に企画財政課では、我々が今、議論していました万葉バスの廃止とか、そういったものを含めた交通システム、そして今年度の当初予算、そういったものをはじめとして、辺地総合整備計画で大瓜地区のテレビアンテナ、こういった設置問題、そういったこともご説明をいただきました。また、米軍の射撃につきましては、4月から6月、今年の中に第20回目が来るという報告でありました。

3番目に、住民生活課につきましては、条例の改正、マイナンバーカードの普及状態とかご説明をいただきました。

税務課所管につきましては、いわゆる条例改正とか今年の令和4年度の一般会計等につきましてもご説明ありまして、そういった中で今行われております税金の申告等についてもご説明をいただき、そしてコンビニの収納状況などを報告もらいました。

健康福祉課につきましては、当初予算、コロナワクチンの状況とか条例改正、そういったもので、最後に令和5年度の入園希望者の予定、そういったものをご報告いただきました。

会計室では、令和4年度の各種会計の状況をいただきまして、基金の状態等もご報告いただいたところでございます。

質疑につきましては、チャイルドシート、今まで1世帯1個というものが、1人について1台ずつ貸し出すという点が変わったということ。それから、ふるさと納税についてもいろいろ議論いたしまして、その中でもすかいらーくの冷凍食品等が、何といたま

すか、好評になってきたとか、ひら麻呂グッズ等伸びている、手数料が130万かかるんですね。こういった点もご報告をもらっております。また、話題となりました104号線越えの代わりに来る米軍につきましても、村外のほうでも、大衡村の中だけでなしにも騒音について防衛のほうに苦情が行っていると、うるさいんだということが話題になっておりますね。こういった点も、これからあった際にはやっぱり気をつけていただきたいということで議論になっております。

以上、簡単ですが、ご報告といたします。

議長（細川運一君） 次に、石川 敏産業教育常任委員長報告願います。

産業教育常任委員長（石川 敏君） 続きまして、産業教育常任委員会の報告を行います。

調査案件といたしましては、記載のとおり、請負工事の進捗状況、牛野ダム及びクリエートパークのキャンプ場の整備計画、イノシシ対策、それから大衡塾、ききょうルーム、その他所管事務ということであります。

調査年月日につきましては、令和5年2月3日であります。

調査の結果であります。請負工事の進捗状況、現地調査を行っております。場所につきましては、大森川の災害復旧工事、同じく駒場川の災害復旧、それから学校給食センターの新築工事、大衡中学校屋上の防水工事であります。それぞれ工事の進捗につきましては、おおむね計画どおり施工されておまして、工期内完了の見通しでございます。ただ、中学校の屋上防水につきましては、調査時点ではまだ着手しておりませんが、3月の年度内には完了の見込みということでございます。あと、中学校の校舎、雨漏りの場所が以前から見られているんですけども、今回の屋上の防水工事以降にやっぱり校舎内教室の雨漏りの修繕工事、必要であろうというふうに思われます。それから、学校給食センターにつきましては、中学校の敷地内、全部松の木とか伐採されておりますので、従来と比べてかなり風の当たりが強くなるというふうに懸念されます。いずれ、風対策、雪対策が必要になってくるのではないかとというふうに考えられます。

次に、牛野ダムとクリエートパークのキャンプ場の整備計画であります。牛野ダムにつきましては、以前の委員会における計画内容、日程等の変更はないようでございます。それからクリエートパークキャンプ場につきましても造成工事は完了しておりますが植栽工事、これからということでありまして、その後にキャンプ場の整備計画、これは令和5年度予算ということとなりますが、財源として県のほうに補助申請をしております。確定次第、予算計上は補正で対応するという報告でございました。

次に、イノシシ対策の状況であります。イノシシの状況につきましては捕獲頭数、それから駆除実施隊の活動状況、記載のとおりであります。捕獲状況につきましてはここ一、二年、頭数とかは横ばいの状況よりむしろ、やや減少傾向ということでありまして、それなりにメッシュ柵あるいは電気柵の効果が出ているものというふうに思われます。

次に、大衡塾、ききょうルームの状況であります。これにつきましては小学生、中学生、ご覧のような人数の塾としての受講生が参加しております。2年目になるわけですが、次年度につきましても、小中学生のほうからは引き続き開催してほしいというような意見が多いということで、来年度も塾を開催するというような予定になっておるようでございます。

次のその他の所管事務、産業振興課、都市建設課、学校教育課、社会教育課、ご覧のような項目の説明、質疑が行われました。内容については省略したいと思います。

以上報告といたします。

議長（細川運一君） 次に、高橋浩之広報広聴常任委員会副委員長報告願います。

広報広聴常任副委員長（高橋 浩之君） 広報広聴常任委員会の広聴分科会は、令和4年12月16日、宮城郡松島町の議会の広聴活動を視察してまいりました。松島町議会は、宮黒管内でも早い時期から議会活動、そして広聴活動が活発なところでございまして、そこで先進事例等々の研修をさせていただき、いろいろと意見交換をしてまいりました。中身については、ご覧のとおりの内容となっております。

以上、広報広聴常任委員会広聴分科会の報告とさせていただきます。

議長（細川運一君） 次に、議会活性化特別委員会における最終報告を行います。佐々木春樹委員長報告願います。

議会活性化特別委員長（佐々木春樹君） 議会活性化特別委員会の報告をさせていただきます。

趣旨につきましては、ご覧のと通りの趣旨で、6点について調査を検討、実施いたしました。議会活動のICT化に関すること、政務活動費に関すること、一般質問に関すること、議会運営の在り方に関すること、議会基本条例の見直し手続に関すること、その他目的達成に関することということで、特別委員会の設置、それから調査事件、ご覧のとおり記載させていただいております。

調査の結果、メインとなっているのがICT化でありまして今、タブレット、みんなが保有してペーパーレス化。特に、他自治体と違いまして執行部のほうも同じペースで

進んでいただいているということで、後発でありましたが、今、先進になっているんじゃないかなというふうに感じております。

一般質問に関しましても、対面式であったりインターネット配信というふうなこと、話し合われておりました本日、試行的ではありますが、対面式で一般質問を行うというふうな予定になっております。その他の調査項目は、コロナ禍ということもありまして、なかなか先に進まなかった部分もございますけれども、次年度以降の議会の中で、検討していくよう、最後のページです。申し送りをしていくというふうなことで記載させていただきます。

また、タブレットに関しましては別紙で詳細にまとめておりますので、ご覧いただければ幸いです。

以上、報告とさせていただきます。

議長（細川運一君） 次に、王城寺原演習場対策特別委員会における最終報告を行います。石川 敏副委員長報告願います。

王城寺原演習場対策特別委員長（石川 敏君） それでは続きまして、王城寺原演習場対策特別委員会の報告を行います。

委員会につきましては、令和元年6月6日に設置をいたしまして、さきの先月2月9日まで延べ10回にわたって委員会を開催しております。

調査の項目といたしましては、王城寺原演習場の運用に関する事、それから、演習場周辺の障害防止対策、特定防衛施設周辺の整備調整交付金に関する事、その他ということであります。

委員につきましては、議長を除く全議員での構成でございます。

委員会の開催状況であります。第1回目から、令和元年6月6日から、それぞれ最終の第10回まで、ご覧のような内容の項目で委員会を開催しております。

最後に、調査の結果であります。最終ページにまとめておりますが、王城寺原演習場の運用につきましては、米軍の実弾訓練、それから陸上自衛隊の訓練等に分けて記載しておりますが、米軍の訓練につきましては平成9年度開始以来、今年度まで19回実施されております。演習につきましては、自衛隊の訓練も同じなんですけど、砲の射撃音の苦情が村内のみならず周辺の市町からも入っているということで、そういった訓練の周知ももう少し広範囲にする必要があるのではないかという意見が出ております。

次の障害防止対策であります。これにつきましては、道路の村道の周辺の障害防止対

策。最近は戦車の走行はございませんが、村道の損傷、そんなに従来に比べてひどくはないんですが、損傷の箇所については対策補助を要望すべきであるということでございます。それからため池、河川に係る堰の管理であります。こちらにつきましては、従来から問題になっている内容でありまして、復旧、土砂の撤去について防衛当局に実際にやっていることでもありますけれども、なお一層要請、要望をしていただきたいというような内容でございます。

調整交付金につきましても、同様でございます。SACO関係の予算、訓練が継続されれば減額されないで交付されるよう、これも防衛当局に交付の時期も含めて、引き続き要望していただきたいというふうに考えます。それから、演習場に係る全般の対策であります。宮城県、それから関連する大和町、大衡、色麻、3町村での協議会がございます。そういった協議会も通して、演習場に係る安全対策、そういったことについては、防衛当局や関係機関に引き続き要望なり要請をやっていただきたいというような内容で、最終的な結果をとということで、取りまとめをしております。

以上であります。

議長（細川運一君） 以上で諸般の報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

---

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番赤間しづ江さん、6番佐々木春樹君を指名いたします。

---

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（細川運一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件について、議会運営委員長に委員会の報告を求めます。佐々木春樹議会運営委員長、報告願います。

議会運営委員長（佐々木春樹君） 本日招集されました令和5年第1回大衡村議会定例会の運営に関して、去る2月20日に議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について報告いたします。

本定例会に付議されました案件は村長提出案件が31件、議員発議が2件であります。内訳は、条例の制定3件、条例の一部改正6件、条例の廃止3件、村道路線の認定1件、辺地計画の変更1件、規約の変更3件、令和4年度各種会計予算の補正について7会計、令和5年度各種会計予算を定めることについて7会計、議発2件であります。

議案審議に先立ち、一般質問を行うこととしますが、一般質問は3名の議員から質問が通告されております。

本定例会の会期につきましては、日程表のとおり3月1日、2日及び10日に本会議を開催し、予算審査特別委員会は3月6日、7日、8日及び10日の予定であります。したがって、日程は本日から10日までであります。10日は予算審査特別委員会の最終日として総括質疑及び委員会採決を行い、予算審査特別委員会終了後に本会議を開き、予算審査特別委員会報告、令和5年度各種会計予算を定めることについてを採決し、本定例会は閉会となります。

以上の議案審議でありますので、本定例会の会期は本日から10日までの10日間とすべきものと決定しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

議長（細川運一君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月10日までの10日間とすることに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長報告のとおり、本日より3月10日までの10日間と決定をいたしました。

---

### 日程第3 施政方針説明

議長（細川運一君） 日程第3、施政方針並びに提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

村長（萩原達雄君） 皆様、おはようございます。

施政方針、それから招集のご挨拶を述べさせていただく前に、一つ、二つ、お話を申し上げさせていただきたいと思っております。

このたびの議会広報が、県の広報表彰制度の中の入選をされましたという一報を、私もいただいたところであります。本当におめでとうございました。私も議員時代に広報委員長を経験させていただいたものの、このような表彰、受けた覚えはないといいま



すか。受けることができませんでした。本当に、そういった意味では、大変感慨深いものがあつたなど、こんなふうに思っております。皆様方の議員各位の真摯な広報活動に対して、深く敬意と祝意を申し上げる次第であります。

もう一つは、実は訃報であります。大衡村の産業医でもあります平野先生、大衡村診療所所長の平野先生ですが、昨日ご逝去なされました。これまで、大衡村の行政推進に、そして何よりも地域医療、そして保健活動、そういったものの推進に絶大なるご貢献をいただいた我が本村といたしましても、本当に残念の極みでもあります。そういったことで、本当に心からお悔やみを申し上げたいと思ひますし、ご冥福をお祈りしたいと思ひます。そして今朝、今日は1日でありますから、職員全員の全体朝礼がございました。その際も、職員全員で黙禱をささげたところでもございますので、お知らせをしておきたいというふうに思っております。平野先生のご冥福を心からお祈り申し上げます。

さて、本題に入りたいと思ひます。

本日ここに、令和5年第1回大衡村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともにご多用にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。令和5年度一般会計予算をはじめとする提出議案をご審議いただくに当たり、村政運営の考え方と議案の概要について、議員の皆様方にご説明をさせていただき、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

3年前の1月に、日本で初めて認知された新型コロナウイルス感染症は、いまだもって収束の兆しが見えず、連日のように感染者数の報告がなされており、昨年も新型コロナウイルス感染症に振り回された1年であったと、このように感じております。本村においても、10月下旬にかけて高齢者施設のクラスターの発生や、職員でも感染者が出るなど、予断を許さない状況にありましたが、感染症予防対策は引き続き一人一人が自覚を持った行動を取ることが、これまで以上に求められるものと考えております。

それでは、各分野においての方針を述べさせていただきます。

当初予算の編成方針であります。国の令和5年度当初予算において、地方財政については感染症への対応、持続可能な地域社会の実現等の重要課題への対応として、安定的な税財政基盤を確保するとともに、一般財源総額の確保についても令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することや、地方税収についても確保しつつ、安定的な地方税財政体系を構築することとしており、さらに自治体DXの推進と財政マネジメントの強化として、マイナンバーカードの利活用、拡大等による住

民サービス向上のための取組の推進や、自治体情報システムの標準化、共通化など地方団体の財政マネジメントを強化することとしております。

国においては、地方の一般財源総額について、2022年度の水準を実質的に確保するものとしているものの、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢に伴う原油価格、物価高騰等の影響で依然として厳しい状況にあり、地方財政運営は今後も厳しいものになることが予想されております。

令和5年度の本村当初予算案は、昨年度より着工しております学校給食センターの建設費、今年度から始まります上北沢排水処理施設整備更新工事費、社会保障経費に係る扶助費や補助等の増により、昨年より5億5,000万円増の大型予算となっております。

村税は、令和4年度の収入見込みを参考に7.1%の増としております。税収の確保につきましては、課税客体の的確な把握に努めるとともに、宮城県地方税滞納整理機構と連携を図りながら、徴収技術の向上に努め、滞納税額の縮減に努めてまいります。地方交付税は、国の予算では0.4%の増となっておりますが、令和4年度税収見込み等を踏まえ、8.3%増の6億5,000万円にて計上しております。また、臨時財政対策債は、国では昨年に引き続き発行を抑制するとしております。前年度の配分実績等を踏まえ、75%減の5,000万円にて予算を計上しております。

その結果、令和5年度一般会計当初予算案は、総額48億4,000万円で、前年度当初予算案と対比しますと5億5,000万円の増となる予算を編成したものであります。

次に、各種会計の当初予算についてであります。国民健康保険事業勘定特別会計は、前年度対比15.6%増の5億5,700万円。下水道事業特別会計は、20.2%減の2億6,800万円。介護保険事業勘定特別会計は、1.3%増の6億5,200万円。戸別合併処理浄化槽特別会計は、9.1%増の4,800万円。後期高齢者医療特別医療特別会計は、4.6%増の6,100万円となっております。水道事業当初予算は、3条予算が1.2%減の2億3,336万7,000円、4条予算が46.3%減の1億9,234万4,000円となり、7会計の総額は68億5,171万1,000円で、前年度当初予算対比4億318万9,000円の増。率にして6.3%増となる予算を編成いたしました。

次に、第6次大衡村総合計画の施策の方針であります。

その1、みんなが快適に暮らし続けられるまちづくりの中の①であります。土地利用（適切な土地利用）についてであります。村内では五反田地区など、新規転入者が増加してきたところですが、今後も新たな企業立地が見込まれるなど、商業人口の増加が

見込まれる一方で、住宅が建築可能な土地が不足しており、新たな住居系土地利用の整備についても、将来的な需要を見据え、また併せて生活関連施設等求められる住民ニーズを的確に把握しながら、コンパクトで利便性の高い土地利用が図られるよう市街化区域の有効活用と、適正な地区計画制度の運用に努めてまいります。

市街化整備についてであります。仙塩広域都市計画では、将来的な人口減少を見据えた市街地拡大抑制の方針を取っており、市街化区域の拡大は難しい状況にあります。本村におきましては、職住近接型の住宅需要が高まっております。村といたしましては、新たな地区整備計画区域の拡大を図りつつ、現在拡幅事業が進められている国道4号線沿線では商業施設や住宅地の移転が進み、これまでどおりのコミュニティーの維持が課題となっていることから、河原・座府地区を対象とした新たな地区計画の策定について準備を進め、コンパクトで良質なまちづくりを促進してまいりたいと、このように考える次第であります。

③の交通体系（みんなが望む使いやすい交通体系）であります。国道4号4車線化事業につきましては、現在、爪木地区と河原交差点以北の工事が進められており、令和5年度も車線の切替え等を行いながら、継続的に工事が予定されております。また、県道大衡仙台線につきましては、令和3年度に北四番丁大衡線街路事業として本格的に事業化され、これまで現況測量調査及び詳細設計が進められており、令和5年度には用地測量等が予定されております。なお、歩道整備を要望しておりました県道石巻鹿島台色麻線につきましては、現在、工事着工に向け準備が進められているほか、県道仙台三本木線につきましても設計業務に着手されております。今後も、事業が円滑に進むよう国並びに県に対して強く要望してまいりたいというふうに思います。

村道の整備につきましては、国土強靱化基本計画に基づく老朽化対策方針に対応していくとともに、財政的にメリットのある各種補助事業を取り入れ、健全財政の維持に配慮し、取り組んでまいります。

令和5年度は、国土交通省、道路交通安全施設等整備事業として、平林線の改良事業、これはバス停、歩道の整備ということですが、それと社会資本整備総合交付金事業として楳田戸口線舗装補修事業をそれぞれ予定しているほか、緊急自然災害防止対策事業債など、国費の予算化の状況等も随時情報収集を行いながら、適切な時期の財源確保に努め、歩行者の安全確保と道路の老朽化対策に取り組んでまいります。

また、年次的に計画しております道路照明LED化につきましても、引き続きみやぎ

環境交付金を利用活用しながら、省エネルギー対策の促進と維持管理費の抑制に努めてまいります。

橋梁の老朽化対策につきましては、予防保全型インフラメンテナンスとして、橋梁点検結果を踏まえた保守設計及び補修工、修繕工事を年次的に計画し、長寿命化対策を講じてまいります。

万葉バス5路線及び代替バス駒場線につきましては、日中利用されている方が少ないため廃止し、その代替としてスクールバスを運行するとともに、現在、試験運行中のデマンド型交通の増便等を図り、住民の皆様が利用しやすい公共交通体系の充実を図ってまいります。

④生活環境についてであります。定住人口の増加を促進するため、大衡村若者世帯定住促進補助金と、大衡村3世代同居促進補助金の2つの補助制度を効果的にPRし、将来の大衡村を担う新たな若者世帯の増加を図るとともに、若者のUターンや3世代が互いに支え合える環境づくりを促進することで、地域の活性化を図ってまいりたいと思います。

大衡村定住促進住宅につきましては、近年の入居率が80%前後で推移していることから、定住人口の増加につながるように、引き続き入居募集の効果的なPRに努めるとともに、立地企業の雇用確保の促進を図るため、入居基準の見直しを進めてまいります。

水道事業につきましては、施設の老朽化に伴う有収率の低下が課題となっていることから、水道ビジョンに基づき、安全、安心、強靱、持続可能な水道事業に邁進するとともに、継続的な漏水対策を講じ、健全経営に努めてまいります。また、人口減少社会や水需要の減少等水道事業が抱える課題への取組として、広域連携や共同化の検討を宮城県及び県内市町と連携し、引き続き進めてまいります。

下水道事業につきましては、水洗化率が93.6%となっておりますが、未接続世帯への広報等により水洗化率の向上に努めてまいります。また、施設のストックマネジメント計画に基づき、下水管渠やポンプ場施設の良好な維持管理に努めてまいります。また、下水道事業も水道事業と同様に、事業を取り巻く様々な課題に対応していくため、県内全市町村が参加の下、事業の広域化、共同化について検討会を組織をしており、引き続き経営の効率化等を検討してまいります。なお、国道4号の拡幅事業に関連し、令和5年度においても、国道4号拡幅工事の進捗状況に合わせた上下水道管の移設工事を予定しているほか、県道石巻鹿島台色麻線の歩道整備に伴う水道管の移設工事についても対

応してまいります。

戸別合併処理浄化槽設置事業につきましては、水洗化率が74.0%となっております。現在、396基を管理しております。令和5年度は、新たに設置基数5基を予定しております。そして、生活環境の改善と水質保全に努めてまいりたいというふうに思います。下水道事業及び浄化槽事業につきましては、人口減少等による料金収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新経費の増大等今後ますます厳しくなる経営環境を背景に、将来にわたって持続可能な経営を確保するためには、経営を見える化し、経営基盤を強化することが必要となってきております。村といたしましても、令和6年度からの公営企業会計への移行に向け準備を進めており、令和5年度は移行準備の最終年度として、関連する条例改正を行ってまいります。

また、大瓜地区のテレビ共同受信施設につきましては、令和6年度までの2か年度事業として、施設更新を実施してまいります。

⑤の防犯、防災であります。昨年の村内で発生した交通事故件数は199件で、前年に比べ、事故件数は40件減少しておりますが、人身事故は3件増加しております。また、死亡事故ゼロの日数は本日で1,056日となり、これもひとえに大和警察署をはじめ、交通安全指導隊など関係団体の活動のたまもので、改めて感謝を申し上げる次第であります。これからも関係機関団体と連携を図りながら、交通安全活動を積極的に推進してまいります。

全国的に凶悪で重大な事件や事故が多発する中、昨年の村内での刑法犯罪は、件数は18件で前年より11件増加しております。全国的に見られるような重大事案は発生していませんが、依然として窃盗や侵入盗などの犯罪が発生しておりますので、村内での犯罪を未然に防止し、村民の皆様が安心して暮らせるようあらゆる機会を活用して防犯意識の高揚を図るとともに、大和警察署をはじめ防犯協会や、少年保護員、小学校、中学校PTAなど関連諸団体と連携を密にし、機会を捉えながら防犯パトロールを実施するなど、安全安心なまちづくりに努めてまいります。

昨年、村内の火災件数は4件で前年より1件増加しておりますが、いずれも大規模な延焼までには至らず安堵していたところ、先月2日には建物火災が発生し、建物のほか、中に収容していた機械や稲わらも全焼しております。長時間にわたり消火活動に従事された消防職員並びに消防団員に、心から感謝を申し上げます。火災は一瞬にして尊い生命や貴重な財産を奪ってしまう恐ろしいものでありますので、今後も広報紙や無線放送

を通じて火災予防を呼びかけるとともに、消防団の機能充実を図りつつ、消防署との連携を密にしながら、火災予防に安全を期してまいりたいと考えております。

なお、本日3月1日から火災予防週間であります。どうか、皆様方におかれましても、ぜひ火災には十分ご注意くださいように、よろしくお願ひしたいと思っておりますが、昨日、村有地の火災、草ですかね、枯れ草の類焼、延焼ありました。本当にそういうことがあったので、そして今日の新聞を見ますと、新聞の何ですか、各地の出来事の一番下のほうにあります、火災の件数が、関連がいっぱいあったので、昨日大変だったんだなというふうに思ったところであります。

さて、衡下地区に整備が進められております善川遊水地につきましては、現在令和5年度の供用開始に向けた最終段階の工事が進められており、村といたしましては供用開始後の有事の対応として、関係機関との連携を強化し、地元への情報の発信と住民の安全の確保に努めてまいります。また、近年多発する豪雨災害の被害軽減を図るため、緊急自然災害防止対策事業債などを活用した農業用水路の改修に加え、村管理河川の土砂しゅんせつについても検討してまいります。

東日本大震災から間もなく12年になりますが、このような大規模震災に備え、少しでも人的被害を抑えるために、村では国や県の助成制度を活用し、木造住宅の耐震診断や耐震改修に要する費用、危険ブロック塀の除去に要する費用の一部について補助金を交付する制度を創設しております。今後とも、制度の内容を広く周知するとともに、対象者への個別説明を行い、木造住宅耐震化の促進や危険箇所除去に努めてまいります。

昨年は、7月15日から16日にかけて、低気圧の停滞により宮城県全域で記録的な大雨となり、河川の氾濫や堤防の決壊が県内北部を中心に発生しております。本村でも県内3番目の雨量を計測しましたが、幸いに道路や河川、農地など大規模な災害は起きておりませんが、小規模な災害が多数発生しております。近年の気象状況は明らかに以前とは異なっており、思いがけないときに思いがけない場所で被害に見舞われることが多くなっておりますので、村といたしましても、地域住民や関係機関を交えた防災訓練を充実させるとともに、各地区の自主防災組織と連携を図りながら、自助、共助、公助を基に一体となって災害に備えてまいります。なお、令和5年度においては、村全体での防災訓練を予定しており、引き続き防災意識の高揚を図ってまいります。

⑥の防衛施設周辺環境についてであります、陸上自衛隊王城寺原演習場は村民の皆様のご理解の下に、自衛隊の訓練の場として安定的に利用されておりますが、国に

対しては、日頃からの住民の不安解消による信頼関係の構築はもとより、事件、事故の防止に万全を期すよう要請しておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。また、演習場から起因する障害防止事業をはじめとして、今後も関係機関との連携による対策を進めるとともに、防衛省予算の補助事業を積極的に取り入れながら、村内の諸事業の整備促進に努めてまいります。なお、在沖縄米海兵隊による沖縄県道104号越え実弾射撃訓練の分散実施に係る令和5年度訓練計画が1月31日に公表され、王城寺原演習場では、4月から6月までの第1四半期に通算20回目となる訓練が予定されておりますので、国に対し安全対策等に配慮するよう要請をしてまいりたいと思っております。

2、みんなが参加し交流できるまちづくりであります。

その1、農林業について。日本農業を取り巻く環境は、長期化する新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に加え、ロシアによるウクライナ侵攻などにより、原油価格の上昇や物価高による飼料や肥料、生産資材の高騰などかつてないほど厳しさを増し、食料安全保障が注目されておりますが、全く先行きが見通せない状況にあります。本村の農業への影響について、これまで以上に国県、JAからの情報等収集に努め、農家の皆様の支援に取り組んでまいります。

このような中、昨年11月に令和5年産に係る需給見通しが公表され、宮城県におきましても県産米の需給バランスを継続するため、地域農業再生協議会の生産計画などを踏まえ、令和5年産米の生産の目安を県全体で30万7,623トン、面積換算で5万6,935ヘクタールとし、本村には3,004トン、面積換算で569ヘクタールの目安が示され、前年度比で6トンの減、面積換算で昨年と同面積となっております。令和4年の本村の作付実績につきましては、生産の目安目標より約59ヘクタールオーバーの達成で、11.53%の超過達成となっております。農家の皆様には、農業経営を十分に勘案し、高品質な水稻生産に向けた実施計画を立てていただきたいというふうに考えております。

また、国の水田活用の直接支払交付金や、産地交付金を活用することにより、主食用米以外の稲作で農家所得の確保や向上にも可能でありますので、農地の条件や各農家の状況に応じて柔軟に取り組んでいただきたいと考えており、村の地域水田農業推進協議会における単独助成も継続してまいりたいというふうに思っています。

野菜等の園芸作物の生産振興につきましては、JAと連携し、米だけに頼らない経営を推進するとともに、農産物、展示販売所万葉・おおひら館への出荷促進を図るため、

農業用ビニールハウスの設置に対する助成事業も継続してまいります。村単独助成制度でもあります農業環境整備支援事業は、多くの方々にご活用いただいております。今後も、ニーズを的確に把握し、農作業の効率化や省力化、農業経営の維持、安定への取組に対し支援を行ってまいります。村と農業委員会が一体となり、人・農地プランの法制化により義務化される目標地図の作成や、将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を、令和7年3月までに策定してまいります。

イノシシによる農作物被害は、本村西部地区が中心となっているものの、被害は村内全域に拡大しております。今後も大衡村鳥獣被害対策実施隊を中心として、被害防止のためのわなの設置や見回り、捕獲等を行っていただくとともに、捕獲通報システムをより効果的に活用し、隊員の負担軽減や活動の効率化を図ってまいります。また、行政区の協力を得ながら、侵入防止柵であるワイヤーメッシュ柵の設置について、本年も大森地区での設置も進めてまいります。免許取得、更新、銃等の購入費助成で事業を継続し、実施隊員が定員の30名となるよう募集人員確保体制の強化に努めてまいります。また、個人農地の被害防止のための電気柵、防護柵の設置補助につきましても継続してまいります。

森林経営管理制度への取組につきましては、森林環境譲与税を原資とする基金を充当し、意向調査準備事業も実施したところでありますが、この成果を基に、新年度は優先度の高い地域から、森林の管理や経営の状況把握のため、山林所有者への森林アンケートを実施しており、県、森林管理サポートセンター、森林組合等との連携により、森林経営管理を進めてまいりたいというふうに思います。

鉾害復旧事業として、昭和50、51年度に整備された上北沢排水処理場につきましては、施設整備後46年が経過し老朽化が進み、随時補修等で対応している状況にありますので、一昨年策定した長寿命化計画に基づき、令和5年度から工事に着手し、設備の更新を計画的に進めてまいります。農業用排水施設の基盤整備につきましては、年次計画により、宮城県王城寺原補償工事事務所において、防衛省の障害防止対策事業として継続的に整備促進を図っていただいておりますが、令和5年度も尾無堰用水路工事、金洗堰用水路工事が計画されており、善川水系及び埋川水系の堰の改修事業につきましては、苗代堰改修工事が予定されております。また、長年要望してまいりました牛野ダムの改修工事につきましても、令和5年度から着工予定となっております。

②工業についてであります。昨年4月には平場工業団地に、道路舗装補修材製造のシ



ンレキ工業株式会社東北事業所が操業開始し、7月には第2仙台北部中核工業団地に、自動車の樹脂部品製造の豊田合成東日本株式会社宮城大衡工場が操業を開始しております。また、事業廃止となっておりますソーラーフロンティア株式会社東北工場につきましては、隣接地で操業しておりますCKD株式会社様が取得を決定し、来年度中の操業に向けて準備が既に開始されております。さらには、半導体製造装置、精密部品製造の株式会社信和が年内の操業開始を目指し、進出が決定しております。

企業の進出は、村民の雇用機会の創出や、自主財源の増加等が大いに期待されるものでありますので、進出企業が円滑に操業できますように、村としても最大限の支援を行ってまいりたいと思います。

企業の設備投資につきましては、コロナ禍の中ではありますが、依然として活発な状況であり、令和7年4月の分譲開始に向けて、松の平3丁目の再造成についても着々と進めておりますので、県と連携し企業立地セミナーへの参加や、首都圏や中部地方に加え、甲信越地方にある企業本社へのトップセールス等、企業訪問活動を積極的に実施し、さらなる企業の誘致に取り組んでまいります。

また、児童生徒が職場体験等を通じて、地元大衡に関心を持ち、将来村内企業への就職ができるよう立地企業の協力を得ながら、企業が求める人材の育成に向け、教育委員会とも連携し、情報提供や機会創出に向けて努めてまいります。

③商業についてであります。

議長（細川運一君） 村長。途中でございますけれども、ここで休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時00分 休 憩

---

午前11時10分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村長、登壇願います。

村長（萩原達雄君） それでは、商業について申し上げます。

農産物展示販売所万葉・おおひら館は、村内で生産された新鮮で安全安心な農産物や、県内の地場産品などの販売や、村の情報発信基地として広く認知され、多くの方々にご利用いただいております。コロナ禍等の影響で運営が厳しい状況にありますが、ご利用いただくお客様に喜んでいただける魅力のある施設づくりに、指定管理者である万葉ま

ちづくりセンターや、生産者の方々と連携して取り組んでまいります。

くろかわ商工会に対しましては、会員への的確な運営指導などにより、商工業の振興、発展が図られるよう創業支援事業も含め、引き続き管内1市2町と連携を図りながら、運営の支援をしてまいります。また、大衡支部事業としての割増商品券発行事業につきましても、村民の認知度も向上いたし、定着した事業となっておりますので、2割増し相当額及び経費の一部について引き続き支援を行い、村内での消費拡大による経済活動の活性化を図ってまいります。

3年目の開催となったおおひら弁当市につきましても、多くの方々にご好評をいただいておりますので、令和5年度の開催に向け支援を継続してまいります。

産学官連携となる地場産品創出プロジェクトにつきましても、昨年、大衡村特産せんべい村じまんが誕生しており、食材王国みやぎ推進優良活動表彰地産地消部門で特別賞を受賞したところであります。これを契機に、村じまんの名のおおひら、村を代表する地場産品となるようPRに努めてまいります。

④観光についてであります。万葉クリエートパーク並びにおおひら万葉パークゴルフ場につきましても、村内外から多くの皆様に利用していただいている本村最大の観光スポットとなっております。また、昨今、需要が高まっているキャンプ場を整備し、これまでの公園利用者とは違った新たな客層の誘客を図るとともに、大衡産農産物の販売促進をはじめとした経済効果が生まれる仕組みづくりを検討しており、令和5年度には整備に必要な財源の確保等を含め、さらなる検討を進め、計画の実現に向け取り組んでまいります。

万葉クリエートパーク内の施設につきましても、公園施設長寿命化計画に基づき、年次的に遊具など老朽化した施設の更新を行っており、令和5年度は四季彩苑の園路更新を計画しております。今後も、指定管理者とともに適切で効果的かつ効率的な維持管理に努めてまいります。

パークゴルフ場につきましても、コロナ禍の影響を受け、利用者が減少している状況ではありますが、引き続き良好な管理運営を行いながら、利用者が増加するよう努めてまいります。なお、令和3年度からスタートしました毎月1回の村民無料開放につきましても、多くの村民の皆様に楽しんでいただいております。今後とも、幅広い世代の方々に健康増進と親睦融和の場としてのご利用をしていただけるよう、またパークゴルフ人口の増加が図られるよう継続してまいります。

達居森と湖畔自然公園内にあります牛野ダムキャンプ場につきましては、公園の維持管理費の財源の確保と、大衡産農産物等の販売促進や、雇用機会の確保など地域が潤うような仕組みづくりと併せた施設の有料化に向け、検討してまいりました。令和5年度は、関係機関との協議を進めながら、試行的運用開始に向け準備を進めてまいります。

大衡村PR大使ひら麻呂につきましては、各種グッズや着ぐるみを活用しながら、村内の様々な行事において積極的に大衡村のPR活動を展開してまいります。恒例の万葉まつり、ふるさと祭りは、昨年、3年ぶりに開催することができました。令和5年度についても、感染症予防対策を徹底し、来場者に喜んでいただけるようなイベントをしてまいりたいと考えております。

包括的連携協定を締結しております尚絅学院大学との連携につきましては、地場産品村じまんの開発に続き、現在、村PRのための観光パンフレットの原案作成を学生と進めており、新年度での作成、配布を目指してまいります。

⑤交流活性についてであります。地域間、世代間の交流機会場の場として、村内の施設利用を促進するとともに、進出企業との連携によるイベントの開催や、産業や観光などへも幅を広め、交流人口の拡大に努めてまいります。また、友好都市、交流都市である金ヶ崎町や包括連携協定を結んでいる尚絅学院大学とのイベント等での総合交流にも、積極的に取り組んでまいります。本村に立地している各企業は、本村や県内のみならず東北地方の広域的な雇用の受皿として、地域経済の活性化に大変重要な役割を担っていることから、村内工場等連絡協議会やくろかわ商工会大衡支部とも連携した企業懇談会等の開催により、企業ニーズ等の把握に努めてまいります。

3、みんなが支え、子供がたくましく育つまちづくりであります。

子育て支援についてであります。

子育て支援につきましては、子ども・子育て支援事業計画を検証をし、次期事業計画の策定に向けて取り組むとともに、子供が健やかに育つ環境づくりを推進するため、万葉すくすく子育てサポート医療費助成事業をはじめ、出産子育て応援給付金や、小中学校入学時における入学祝金等子育てに関する支援と、教育、保育に係る事業等を継続し、子育てを総合的に推進してまいります。児童館につきましては、児童の健全育成に万全の体制で臨んでおり、自主事業の実施や職員の資質向上を図り、遊びを通して、児童の健康増進と豊かな情操を育むよう努めてまいります。

4、みんなが健康で元気なまちづくりについてであります。その1、福祉について

であります。

高齢者福祉につきましては、高齢者等の社会参加の促進と、元気で生きがいのある生活を送ることができるよう、移動手段の確保が困難な高齢者や障害者等を対象とした高齢者等タクシー利用券利用助成事業を継続してまいります。シルバー人材センターにつきましては、受託件数及び就業延べ人員数も増え、就業率も8割超となっております。会員の皆様には、今まで培われてきた知識や技能を生かし、豊かなライフスタイルを保ち続けていただきたいと願っております。

介護保険事業につきましては、第8期介護保険事業計画に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、各種サービスを一体的かつ継続的に提供する地域包括ケアを継続し、第9期介護保険事業計画の策定を進めてまいります。また、住民の健康な状態を維持するための予防対策や、健康づくりに積極的に取り組み、高齢者を支える環境づくりに取り組んでまいります。

障害者福祉につきましては、本村の障害者施設の基本理念である誰もが地域で自分らしく安心して生活できるまちをおおひらを実現するため、社会福祉法人みんなの輪、わ・は・わ大衡、る一ぶ大衡と大衡村社会福祉協議会との連携を密にしながら、ニーズに応じたサービス提供を行うとともに、第4次障害者福祉計画等の策定を進めてまいります。

②医療についてであります。40歳以上の方の特定健康診査、75歳以上の方の後期高齢者健康診査につきましては、受診率の向上と特定保健指導の充実を図るとともに、第2次おおひら健康プラン21に基づき、優しさと安心が実感できるまちづくり、健康づくりの推進を基本理念に、積極的な疾病予防と健康増進に取り組んでまいります。また、令和7年度からの計画期間である第3次おおひら健康プラン21の策定に向け、事業の検証と基礎調査等を行ってまいります。がん検診につきましては、自己負担額の軽減を継続するとともに、検診が村民の皆様にとってより効果的になるように、関係機関との連携を強化してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、今春から、感染法上の位置づけ変更に伴う国の動向等に注視をし、段階的な移行に万全を期すとともに、村民の皆様へ情報を随時提供してまいります。

5、みんながつながるまちづくりのまちづくりについてであります。

開かれた行政の体制として情報公開を進めるとともに、村民の皆さんが自ら参画、行動できる地区活動を支援してまいります。また、イベント等を実施する場合は、企画の

段階から参画していただきながら、住民の皆さんとの協働活動を進めるとともに、村や地区及び諸団体等の動向を、広報おおひらや村ホームページ及びSNSにおいて広く発信し、情報提供の充実と共有化に努めてまいります。

②高度情報化についてであります。本村の公式ホームページ及びライン、ツイッターなどのSNSを最大限かつ効果的に活用し、各種行政サービスに関する情報提供を進めるとともに、本村の現況の姿をできるだけ詳細に理解していただくため、適時、的確な情報発信に努めてまいります。

本村のマイナンバーカードの申請者数は、2月5日時点で約4,159人、申請率は72%ほどとなっております。国では、令和6年秋を目途に健康保険証を廃止して、マイナンバーカードへの一体化を目指していることから、引き続きマイナンバーカードの有用性をお知らせするとともに、申請支援を継続してまいります。

③行政運営についてであります。本村の行政は、令和2年3月に策定した第6次大衡村総合計画の基本構想、基本計画、毎年度の実施計画により、諸事業を進めております。年度ごとに進行管理を行いながら、計画に即した目的達成に努めております。また、大衡村公共施設等総合管理計画に基づき、村が保有、管理する公共施設の調査、分析、施設の再配置や統廃合、中長期的なメンテナンスサイクルの構築等、公共施設の最適化の実現に努めてまいります。

④の財政運営についてであります。住民自治を支える根幹である税収を確保するため、令和5年度税制改正大綱の趣旨に基づき、各税目の課税客体の的確な把握に努めるとともに、納税者の立場に立ち、公平、透明、納得の下に適切に業務を執行してまいります。また、納税者の利便性の向上のため、コンビニエンスストア等での納付をはじめ、手間が省けて便利な口座振替を引き続き推進し、収納率の向上に努め財源の確保を図ってまいります。

村税等の収納未済額縮減対策には、庁内の対策本部員、幹事会合同会議の開催による収納の推進並びに宮城県地方税滞納整理機構と連携した滞納処分の実施や、徴収担当職員のノウハウ及び徴収技法の向上を図るほか、仙台北県税事務所と黒川地区4市町村の徴収担当職員で構成するチームT.O.T.Oにおいては、県税や市町村間で重複する滞納者、村県民税の特別徴収義務者の滞納がある案件や、単独では滞納整理が困難な案件について情報を共有し、共同催告や共同訪問徴収、財産の調査や搜索等による差押えを共同で行い、収納未済額の縮減に努めてまいります。また、財源の確保と経費節減を図

るとともに、民間活力の導入等についても視野に入れ、健全な財政運営を行います。

⑤の広域行政についてであります。本村単独で進めるより広域で進めたほうがより経済的、効果的に推進できる事案などにつきましては、黒川圏広域行政推進協議会や仙台都市圏広域行政推進協議会などにおいて検討しながら、広域行政事業を推進してまいります。

以上、令和5年度の施政方針と併せまして、当初予算の概要を申し上げましたが、本定例会にご提案いたしました案件は、条例の制定3件、条例の一部改正6件、条例の廃止3件、村道路線の認定1件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更1件、ほか一部事務組合の規約の変更3件、令和4年度各種会計予算の補正が7件、令和5年度各種会計予算を定めることについて7件、合わせて31件を提案するものであります。

よろしくご審議をいただきながら、原案のとおりのご可決を賜りますようお願いを申し上げ、施政方針並びに招集の挨拶、提案理由の説明とさせていただきます。

本日、本定例会、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 教育長、登壇願います。

教育長（齋藤 浩君） それでは教育部門の施政方針について述べさせていただきます。

教育行政について。

地域住民の意向より一層反映させるとともに、地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の推進を図るため、村長部局と教育委員会が緊密に連携を図りながら、教育に関する施策を推進してまいりました。村長部局と教育委員会による総合教育会議において、教育振興に関する施策の大綱を策定し、教育の課題や目標を共有し、具現化に向けた施策の方向性を確認しながら協力して、教育行政を推進しております。

教育振興に関する施策の大綱については、本村の最上位計画である第6次大衡村総合計画に基づいて、グローバル化やICTの進展などの急激な教育環境の変化に対応すべく、新しい時代に即した教育施策を進めてまいります。

学校教育につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底しながら、学校教育活動に取り組んできたところであり、本年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけが季節性インフルエンザ並みの5類に引き下げられますが、児童生徒の生命、健康を守ることを最優先として、地域の感染状況に応じて適切な対応をしてまいります。

小中学校におきましては、学習指導要領のよりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくるという目標を、学校と社会が共有し、連携、協働しながら、新しい時代に求められる資質、能力を子供たちに育むという基本方針に基づき、その対応を進めてまいります。将来の予測が難しいこれからの社会においても、大衡の子供たちが広い視野を持って、志高く未来を切り開いていくことができるよう生きる力の礎となる確かな学力の育成に向け、学校組織及び教育環境の整備、充実を図ってまいります。

そのために、本村のよさを生かし、地域に開かれた教育、信頼される学校づくりを推進するとともに、将来この大衡村を背負っていく子供たちにとって必要な規範意識や公共の精神、生命や自然を尊重する心、他人を思いやる気持ちなどの人間性や社会性を育むため、道徳教育や奉仕活動、体験活動の充実を図ってまいります。

一方、社会の変化に伴い、村内においても核家族や母子父子家庭の増加等家族形態の多様化や家族の凝集性の弱まりなど家族意識も変化し、教育に対する考え方も多様化しているため、家庭の教育機能の低下や子供の貧困が課題となっております。学校だけ、家庭だけで子供たちを教育することは難しい時代であり、学校、家庭、地域社会が手を携え、共通の思いの下、地域の宝である子供たちを協力して教育していく体制づくりを行ってまいります。

小中学校におきましては、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえながら、県教育委員会が進める学力向上に向けた5つの提言を具現化することにより、子供たちの学力向上に向け取り組んでおります。1村1校ずつという利点を生かして、学習面においても小中学校の連携を進めております。幼保小の連携につきましては、コロナ禍のため十分な連携を図ることは困難でありましたが、こども園と小学校教員が相互に授業や活動の様子を参観し、子供たちへの指導や支援の在り方について共有を図ってまいります。また、小学5年生から中学3年生を対象にした大衡塾につきましては、児童生徒の学習意欲の向上が見られますので、令和5年度も実施内容や形態を工夫しながら、学校外での学習習慣の定着と学力向上を目指し、開催していきたいと考えております。

いじめ対策につきましては、大衡村いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題対策協議会等の組織を活用し、広く村民の皆様にも協力をいただきながら、子供たちが毎日安心して通うことのできる学校、いじめのない大衡村を目指してまいります。本村では重大な事案は発生しておりませんが、いじめは被害を受けている子供がいじめと感じたら、いじめとして組織的に対応することが義務づけられております。初期段階におけるいじ

めのサインを見逃さないことが大切であり、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、いじめを絶対に許さないという環境を醸成することはもとより、不測の事態が起きた際にも迅速に対応できる体制を整えてまいります。

また、不登校への対応につきましては、子供の心のケアハウスききょうルームにおいて、不登校児童生徒や保護者の相談、通所者の学習支援、学校に出向いての支援を行っており、子供たちには自立心や学習意欲の向上などが見られますので、今後も引き続き、学校や保護者、関係機関と連携し、チーム大衡として個々の児童生徒の実態に即した支援をしてまいります。

みんなが支え、子供がたくましく育つまちづくり。

①として学校教育についてでございます。子供たちには、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来をつくっていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生のづくり手となる力を身につけることが求められています。学校におきましては、1人1台のタブレット端末の使用も定着し、自分の考えのまとめや友人との考えを共有する場面などで効果的な活用が図られており、学習指導要領で示されている主体的で対話的な深い学びの一助ともなっています。また、小中学校ともにタブレットドリルを全学年に導入し、児童生徒一人一人の理解度や状況に合わせたきめ細かな対応や、家庭での活用が可能となり、学力の向上につながるものと期待しているところでもあります。

学校教育は、小学校に入学してから始まるのではなく、既に幼児期から始まっていると言われております。生涯にわたる人間の基礎が培われる幼児期は、大変重要な時期であり、幼児に対する保護者の教育力の向上を重要課題として、心身ともに健やかな子供の健全育成を図るためには、地域や家庭などとの連携が不可欠であります。幼児期から中学校まで一貫した教育目標の下、大衡の子供たちを育てていくために、大衡万葉こども園と小中学校においては、これまでも行事や授業等を通じ、連携を図ってまいりましたが、今後もさらに連携を深めながら、小学校、中学校へと円滑な移行を進めてまいります。

小学校におきましては、人間性豊かな心を持ち、社会の変化に主体的に対応し、たくましく生きる心身ともに健康な子供を育成するという学校教育目標の下、目指す学校像を、子供が輝き地域に信頼される学校とし、その具現化に向けて努力目標を設定し、取



り組んでおります。引き続き、基本的な生活習慣を確実に身につけさせるとともに、異年齢交流活動や読書タイム、食育等を通して心を育む教育活動の充実に取り組んでまいります。学校教育支援員の配置につきましては、特別支援学級在籍の児童及び普通学級に在籍しているものの、支援が必要と思われる児童に対して子供たち一人一人に寄り添った指導を行うため、令和5年度も継続して配置してまいります。さらに、少人数指導による学習指導を継続するために、引き続き講師を配置してまいります。また、教室などの換気や消毒作業などの新型コロナウイルス感染症感染防止を図るための業務や、授業の準備等に係る教師の負担を軽減する業務を行うスクールサポートスタッフを、令和5年度も継続して配置してまいります。

中学校につきましては、本村の教育基本方針である豊かな感性とたくましさ、思いやりを培う学校を受け、自学、自立、敬愛を校訓に、学校教育目標の志高く未来をつくり出していくために必要な資質、能力を身につけ、健康で心豊かな生徒を育成するの具現化を目指し、生徒一人一人の実態に合わせた教育活動を推進しております。確かな学力の定着に向けて、生徒の学習意欲向上のための授業づくりや、家庭学習の充実等に取り組んでまいります。また、心身の成長を大切に、引き続き志教育の充実や、豊かな心を育てる体験活動の推進に努め、村内企業のご協力をいただきながら職場体験活動も積極的に行い、生徒が行きたいと思える学校、家庭や地域に開かれ、生徒や保護者、地域住民から信頼される学校を目指してまいります。

学習支援につきましては、小学校と同様に、学習環境の充実を図るため、学校生活支援員を配置。引き続き支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症感染防止対策や、教員の負担軽減のためのスクールサポートスタッフを、小学校同様に令和5年度も継続して配置してまいります。また、学力向上に向けて講師を配置してまいります。

中学校校舎につきましては、令和2年度に策定した学校施設長寿命化計画を踏まえ、現在、校舎屋上防水工事を先行的に行っておりますが、今後、限られた財源の中で教育環境の改善に向けて、計画的に大規模改修工事を進めてまいります。

学校給食センターにつきましては、児童生徒に栄養とバランスの取れた安全で安心な給食を提供し、健康の増進、体位の向上を図るとともに、望ましい食習慣の形成を通して、児童生徒の心身の健全な発展、発達に資することを目的に、よりよい運営を行ってまいります。学校給食用食材の米や野菜などにつきましては、引き続き地元大衡産の農産物を積極的に取り入れ、地産地消に努めるとともに、生産者と児童生徒の交流会の機

会を通じ、地域産業としての農業や食文化に対する理解を深めてまいります。また、保護者の教育費の負担軽減に寄与し、子育てを支援するため、村立の小中学校に通学する児童生徒の給食費の全額免除と、村外の小中学校へ通学している児童生徒の給食費助成を継続してまいります。新給食センターの整備につきましては、現在、建築工事を進めており、夏休み明けを目途に新しいセンターからの給食提供を予定しております。

②文化活動についてでございます。芸術文化の振興につきましては、村指定無形民俗文化財大瓜神楽の保存伝承活動に、引き続き支援をしております。また、本村の創作舞踊である万葉おどりにつきましても、大衡万葉おどりききょう会とともに公民館と児童館で練習会を開催し、引き続き普及拡大に努めてまいります。さらに、伝統芸能の創造を目指し、取り組んでおります大衡悠神太鼓についても、引き続き育成と支援に努めてまいります。

国道4号線拡幅関係の発掘調査につきましては、衡上地区の河原窯跡の本発掘調査を実施いたします。

ふるさと美術館の運営につきましては、名誉村民である菅野 廉画伯の常設展示を基本としながら、美術大学や他美術館との連携を図った魅力ある企画展を実施し創意と工夫を図るとともに、村民の皆さんをはじめ、多くの方々が身近に、そして気軽に芸術文化に触れることができる愛される美術館を目指し、年間を通して効果的な事業運営に努めてまいります。

次に、2のみんなが健康で元気なまちづくりの①生涯学習についてでございます。

生涯学習の推進につきましては、多様化する学習ニーズを的確に把握し、村民一人一人が生涯を通じて主体的に学ぶことができ、さらにはその成果を地域社会に還元できる生涯学習社会の実現を目指して、青少年教育をはじめ成人教育、家庭教育、芸術文化などの多岐にわたる分野について、幅広い学習機会をきめ細かく提供してまいります。また、地域の子供は地域で育てるを目標に、家庭、地域、学校など関係機関が協働して子供を育てる環境の整備、協働教育事業を実践してまいります。

公民館の活動につきましては、お茶っこ会や趣味の講座を通して、どなたでも気軽に利用できる施設となるように適正な維持管理に努めるとともに、教室や講座、趣味の作品展、二十歳を祝う会など諸事業の充実を図り、村民の皆さんと共に歩む公民館活動を展開してまいります。

②スポーツレクリエーションについてであります。スポーツレクリエーションの取組

につきましては、村民スポーツレクリエーション大会をはじめとする各種スポーツ大会の開催を通して、村民誰もがスポーツやレクリエーション活動に参加し、生涯にわたって充実したスポーツライフを送れるよう環境づくりに努めてまいります。また、初心者や中級者向けのパークゴルフ教室や、小学生に運動能力の向上を図るスポーツ教室、トヨタ自動車東日本株式会社ソフトテニス部員によるテニス教室、これらを継続して開催し、スポーツ技術の向上にも努めてまいります。

3、みんなが集いつながるまちづくりの①コミュニティについてです。

各地区における分館活動につきましては、地域の活動拠点として地域の皆さんが集い、健康の維持、増進や教養並びに生活文化の向上を図ることで、心身共に充実した生活を送ることが重要ですので、地域住民のコミュニティづくりのため、住民参加型事業の充実に努めてまいります。

教育部門については以上となります。よろしく願いいたします。

---

#### 日程第4 一般質問

議長（細川運一君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、一括方式と一問一答方式の選択制として実施してまいります。

それでは、通告順に発言を許します。

通告順1番、石川 敏君、発言いただいて結構でございます。

3番（石川 敏君） 1番石川 敏であります。

私は、本定例会の一般質問といたしまして、去る2月に、議会の全員協議会で示されました新たな地域交通の在り方、それにつきまして、その詳細について問うものであります。

住民バスなどの地域交通の在り方につきましては、これまで議会の一般質問やいろいろな予算決算の審議などでも何回か質問が取り上げられておりまして、村の執行部におきましても、バスだけでなく村の交通体系全般にわたりまして、その方策を検討されてこられたものと思います。

議会におきましては、昨年12月、常任委員会の調査結果といたしまして、議長から村長宛てに提出いたしました政策提言、この中でも地域交通の在り方を取り上げているところであります。2月の全員協議会におきましては、新たなその計画の概要につきまして説明があったわけではありますが、詳細な内容につきまして、改めて質問するものであ

ります。

現在、住民の交通の手段として運行している万葉バス5路線、それから代替バスが2路線、さらにスクールバスが2台運行、デマンド型交通1台と、このような運行体制、これを大きく見直しまして、本年4月から住民バスを廃止、そしてデマンド型交通を拡充すると、そのような新たな運行方針が示されたわけであります。各業務ごとに、確認の意味も含めまして、次の点について伺うものであります。

まず、第1点目でありますが、廃止する万葉バス、それから代替バスの駒場線、これは運行開始から相当の年数、たつわけでありますけれども、これまでの運行に対する評価、その点についてどのように捉えてまとめて総括しているものか。そういった点をまず伺います。

次、2点目ですが、スクールバスにつきましては、2台の運行から4台運行ということで計画されております。新たな運行路線がどういった運行路線経路になるか。それと利用される、前の説明では小中学生だけでなくこども園の幼児も利用可能というふうな説明もあったように思うんですが、どのような利用人数ということで想定されているものか伺います。また、保護者、それから学校への周知、どのように進めていくものか。また、バスの運行ですが、4月から運行という計画でありますので、それに向けて運行委託の契約手続、もう既に入っている部分があると思います。どのように進めていくのかその内容を伺います。

次に、3点目ですが、デマンド型交通。これも現行の1台から2台に増車するという計画でありますけれども、デマンドにつきましては、令和3年10月から試行を開始しております。で、今年度末まで、もう1年6か月ということになるわけですが、これまでの利用の状況実績、それから試行の結果につきまして、どのように村として評価しているものか。その結果を新しい計画にどのように生かしているものか、そういう点を伺うものであります。

次に、4点目ですけれども、タクシー利用券であります。これにつきましては交通体系ということではありませんが、福祉政策の一環として高齢者の方々、それから障害のある方を対象に、タクシー利用券の助成事業も行っております。この点につきましては、今回の見直し変更には入っていないようですが、今の状況を踏まえて変更といたしますか、見直しというか、そういう方向の検討はされなかったものかどうか、それについて伺いたいと思います。

次、5点目ですけれども、今回の地域交通体系の見直し計画によりまして、運行に係る予算ですけれども、総額としてどの程度の金額、削減される見通しなものかどうか。その業務ごとの経費の内訳。どのように積算されているのか。その内容を伺います。

それから、全員協議会の中では、デマンド型交通につきましては、引き続き試行を継続して無料にするというような説明でございました。万葉バスは廃止ということですが、けれどもこちらは有料だったわけです。各種村のいろんな各種の公共サービスにおきまして、利用者の方の負担の在り方につきまして、バス交通体系だけではないんですけれども、村長としてどのような考え方で利用者負担の設定の仕方について考えておられるのか。その点を伺いたいと思います。

以上であります。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を1時といたします。

午後0時00分 休 憩

---

午後1時00分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村長、登壇願います。

村長（萩原達雄君） まず、1点目の廃止する万葉バス、代替バス駒場線のこれまでの事業評価の総括はとのご質問であります。万葉バスは、平成13年4月からの試験運行の実施を経て、平成15年4月からは住民バスとして運行を開始して以来、現在に至っております。また、代替バス駒場線は、平成12年9月30日の路線バス廃止に伴うスクールバス駒場線の運行を経て、平成13年10月より運行を開始して以来、現在に至っております。どちらの路線も、小中学生の登下校時の交通手段として、また一般住民の方の通院や買物時の交通手段として多くの方に利用されてきましたが、日中の利用者が少ないため、4月1日から廃止し、その代替としてデマンド型交通の拡充と、スクールバス4台体制での運行を開始することとしたところであります。

次に、2点目のスクールバス4台の運行路線、幼小中学生の利用人数はどのように想定しているのかと。また、利用者への周知方法や、運行委託契約手続はとのご質問ですが、運行路線としては現行のスクールバス路線である大瓜線と、松原衛東蕨崎線の2路線に、これまでの代替バス駒場線と万葉バスで運行していた大森中学校線の2路

線を追加し、合計4台でそれぞれを運行する予定としております。利用人数としては、小学校1年生から6年生までの人数は把握しており、来年度入学する新1年生については、住所情報から利用する路線について把握が可能な状況となっております。一方、中学生の利用人数については、部活動終了時間に合わせたバスの運行が、試験的な実施により、これまでバス利用のなかった生徒の利用が見込まれることから、今月中にはなりますが、中学1、2年生及び小学校6年生、来年度の1年生であります。対象に、スクールバスの利用について意向確認を予定しており、先月、定例の校長会において協力依頼を行っております。

また、利用者への周知といたしまして、今月5日日曜日の住民説明会の開催と併せて、小学校、中学校の保護者向けに、文書でのお知らせを行う予定としております。

運行委託契約につきましては、路線、便数、時刻が確定しておりますので、令和5年4月1日からの運行開始に向け、契約に向けた手続を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目のデマンド型交通の試験運行を開始してから1年6か月経過したが、利用実績は、試験運行の結果を見直し案にどのように評価し、反映したのかのご質問であります。令和3年10月から試験運行を開始しておりますデマンド型交通は、試験運行開始当初の利用登録者は116人、1日当たりの平均乗車人数は2.4人、1便当たりの平均乗車人数は0.4人となっておりますが、今年1月末現在の利用登録者数は211人、1日当たりの平均乗車人数は7.35人、1便当たりの平均乗車人数は1.8人となっており、利用者数は増えている状況にあります。試験運行開始後も、運行時間の変更や水曜日運行開始などの見直しを行ってまいりましたが、来年度につきましては、これまでの利用状況や昨年のアンケート結果を基に、朝夕の運行時間を設けるとともに、運行便数を6便から10便へ増便することと併せて1台増車し、2台体制で運行することとしております。

次に、4点目の高齢者等タクシー利用助成事業は、見直し変更はないのかのご質問であります。本事業は移動手段の確保が困難な高齢の方や障害のある方、あるいは介護認定を受けている方に対し、経済的負担の軽減を図るとともに、元気で生きがいのある生活を送ることができるよう福祉の増進を図るために、タクシー利用料金の一部を助成することを目的とした事業であります。令和5年度から、村内の交通体制を変更することになりますが、高齢者等タクシー利用助成事業は、いわゆる高齢者等に対する福祉

施策、政策となりますので、交通体系の変更と同時に見直すことは考えておりませんが、今後のタクシー券の利用状況等によっては、検討が必要になってくることもあるのかということも考えておるところであります。

次に、5点目の各事業ごとの積算内訳詳細はということですが、またそのほか各種公共サービスにおける利用者の受益者負担の在り方について、どのような方針で考えているのかというこの2つといたしますか、質問であります。令和5年度当初予算での予算のデマンド型交通に係る経費は、人件費5名分で865万8,000円。燃料費が261万円。自動車借上料が211万2,000円などで合計1,367万4,000円を計上しております。スクールバス運行経費は4台分で運行委託料1,805万8,000円。燃料費208万8,000円。修繕料125万円などで、合計2,296万2,000円を計上しております。

また、各種公共サービスにおける利用者の受益者負担の在り方についてであります。スクールバスの小中学生の利用負担は、これまで同様に無料で考えております。デマンド型交通については、現在、登録のときに1,000円の登録料のご負担をいただいておりますが、利用料はいただいております。この点につきましては、議会の皆様からも平等性から利用者の一部経費負担も検討すべきとの提言をいただいているところではありますけれども、来年度の試験運行期間中も無料を継続しながら、その利用状況も分析した上で、将来的な受益負担の在り方も、必要であれば検討しなければならないかもしれないということは、当然想定の中に入っているところであります。

以上であります。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 詳細にわたって答弁いただきましたけれども、順番に再質問いたしたいと思えます。まず最初のバスの件でありますけれども、今回、万葉バスを廃止してスクールバスに移行するというので、多分現行のバスをそのまま引き続き利用するということになる予定ですね。ですので、今のスクールバス2台、赤バス青バス、あと黄色い万葉バス、あともう1台はどのバスを利用する予定なのか伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） もう1台につきましては村の、何ていうんだ、福祉バスね。福祉バスを利用しようというふうに想定しております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 4台とも結構な、多分、年数たっているんじゃないかなと思うんですけ

れども、万葉バスについては昨年度中に修繕して更新予定だったのを更新しないで、修繕してそのまま利用するってことになったわけですけども、スクールバス2台、それから福祉のバスも、何年ですかね、大分年数になると思うんですけども、これからの程度の利用が可能なものかどうか。当分は多分、使っていくってことになると思うんですけどもね。その辺の見通し、あるいは更新時期、何年後に更新時期ということもある程度考慮する必要あると思うんですけども、そういったところ見通しはどうでしょう。どうなんでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 当然、おっしゃるとおり4台、今予定しているからといっても、それが永続的に、永久的に大丈夫だというわけではございませんので、今後順次更新する、時期がどうのこうのということはまだ申し上げられませんけれども、そういうことは当然考えられるというふうに思っております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） あと具体的な運行、4台の運行路線。現行の運行路線をそのまま継続して引き継いで、同じところを走るような形態が原則かなと思うんですけども、その辺はどうなんですか。多分、そういうのはそういうような説明だったですよ、全協のときは。改めて確認したいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 現行の路線を維持するということで、基本的なそういう考えはもちろんであります。ただ、現行の路線と申しましても、例えばスクールバスでありますから、対象児童なり生徒が、著しく減少したり、変化したりする可能性はあるわけでありまして、それはその時々に応じた、子供さん方、生徒さん方の実情に合わせた運行をやったり考えていかなければならないのかなと、こんなふうにも思っているところであります。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） そのとおりだと思います。もちろん、しからば今の状況で、小学生、中学生、実態として、どの程度子供たちが現状で登校しているのか。バスで通っている子供たち、自転車で通っている子供。中学生ぐらいしかいない、多分ね。あるいは、自分のうちの車で送迎していただいている子供たち。その辺の人数の把握というのは実際には、分かるんでしょうかね、ある程度。すると、実態としておよそスクールバスにはこ



のくらい的人数が乗るだろうという予測が出るのではないかなと思うんですけども、現状の実態の人数ってのは、学校なり教育委員会のほうでは、実態としては把握なさっているのでしょうか。どうなのでしょう。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 詳しい数字は担当より説明させますけれども、基本的な考え方としては、当然それを把握しているのが当たり前でありまして、であります。今、近年、小学生も、あるいは幼稚園もですが、スクールバスせっかく走っているわけでありまして、乗車率がかなり落ちている路線も、もちろんあるわけでありまして。そういったところもありますけれども、しかし、これまでの考え方としては、村民バスもそうでした。乗客が1人でも2人でもいるのであれば、廃止するわけにはいかないというのが、これまでもそういう姿勢で村民バスを運行しているわけでありまして。同じ理屈から言うと、小学生、中学生が著しく減ったとしても、それはやはりスクールバスで行くか。そしてさらには、デマンド交通がこれまで以上に充実させるわけでありまして、そういったものも含めてその組合せも含めて、今後していかなければならないのかなというふうにも思っております。その実数等々あるいはそのさらに深い考え方につきましては、各担当のほうから説明をさせます。

議長（細川運一君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） まず、スクールバスの利用人数につきましては、赤バスのほうが20人程度で、青バスのほうが30名程度となっております。赤バスの20名の中には、中学生が6名ほど含まれておるという状況となっております。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） ただいま、学校教育課長がスクールバスの小中学校の子供の数をお答えいたしましたところですが、私のほうから現在の万葉バス大森線と、駒場線の代替バスの人数についてお答え申し上げます。万葉バス大森線につきましては、小学校が25名程度、中学生20名程度で、駒場線につきましては同じく小学校25名、中学生は15名程度と想定してございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） いずれも20人から30人くらいの乗車の数になってくるというようなことで、バスの定員からすれば適正な人数として運行できるのかなって思いもするんですけどもね。それとあと、停留所、多分同じですかね、今の現行の停留所と、住民バス

としての停留所と、そのままスクールバスになった場合も。ですよ、たしか。スクールバスですと停留所あるものの、現行ではたしか自宅近くで乗降しています。違うんでしたっけ。違いますか。そういう実態もあったんじゃないかなって記憶しているんですけども、そっちは住民バスだけですか。その辺、乗降の場所、そうしますとスクールバスになったにしても、乗り降りする場所に、停留所の場所については、従来と同じくその場所から乗り降りするということになるわけですね。基本的原則的には、全て。

議長（細川運一君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） 指定された場所からの乗降ということになります。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 基本的には、そういったことが原則になるというふうに理解はするんですけども、やはりその年によって、子供がどこから乗るかというのは多分変わってきますよね、年々で。ですので、適切なその停留所の場所に近くであればいいかもしれませんが、やはりその辺はもうちょっと弾力的に考えることもあっていいのかなという思いもするんですよ。自宅近くで乗り降りができるように、交通事情によってそうもいかない場所多分あるでしょう、それは。交通量の多いような場所については。ですが、そうでもないような場所であれば、スクールバスでもそういったことも考慮してもどうなのかなと思いをするんですけども。やっぱり、ある程度安全面も当然ありますけれども、乗り降りする子供たちのことも考えれば、そういうことも一つの案ではないのかなと思うんですけども、どうなのでしょう、その辺は。

議長（細川運一君） 学校教育課長。

学校教育課長（森田祐美子君） 議員おっしゃるとおり、やはり対象児童生徒の実情に合わせた運行というのは、必要かと考えております。その乗降場所がカーブ区間であったり交差点、そういった場所ですと渋滞とか事故を誘発するというようなおそれもありますので、そういった現場の確認とともに、実際に大型バスですのでバスのほうで実際試走させてみて、安全のほう確認しながら、そういった実情に合わせた柔軟な対応を取ってきたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 基本的には、現行路線をそのまま停留所も同じくということで、理解いたします。ただ、そういうこともいずれ考慮して、することも必要ではないのかなというふうに感じます。

あと、もう1点確認したいんですが、運行委託の契約の仕方でありまして。4月からの運行ですので、契約も3月中に当然なされるわけですけれども、具体的な契約手続のスケジュール、あるいは契約の入札なるのか、どうなのか。その辺の契約方法はどのようなやり方を予定なさっているのでしょうか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 現在スクールバスの運行委託、新年度に向けましての契約のスケジュールでございますけれども、現在1者、随意契約によって見積り徴収中でございます。来週の金曜日見積り徴収の提出期限となっておりますので、その後、予定価格等以内であれば、その後、契約というふうに進むこととなっております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 4台の運行になってきますので、それなりの人員の配置。今より2倍になるわけですから、運転士さんの配置とか当然必要になってきますよね。その辺、1者見積りできちんと対応していただければいいかと思うんですけれども、そういう状況については、確認のほうはどうなんでしょうか、その辺は。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） その点につきまして、見積り徴収を依頼する際に、これまでの2台体制から2台増えて4台体制となりますので、その辺につきましてのご説明としておりまして確認をさせていただいてございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 中身もちょっと広いもんですから、あまり深くは入らないようにしたいと思います。時間もそんなにありませんので。

次、デマンドに移りたいと思います。デマンド型交通、1台から2台増車になるわけで、職員の方も3名体制から5名に増やすということの計画ですけれども、具体的に、毎日の2台運行して、職員の勤務体制というのはどのように考えておられるのでしょうか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） デマンド型交通につきましては、新年度から2台体制で、職員も5名で運行するという事になってございます。先ほど村長の答弁の中にもありましたとおり、これまで地区の曜日指定がございましたが、それも撤廃してどこの地区の方でも月曜日から金曜日まで利用できるということと併せて、朝晩の運行時間も設けると

ということで、上り下り合わせて10便体制で行うということでもありますので、オペレーターも含めて早番、遅番になりますか、その辺の時間帯等のシフトで組んで運行を実施していきたいという考えでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 時間帯も、時間帯といいますか、ダイヤ便数も増えるということで朝も早くなり、夕方遅い時間までということで増えますので、そうしますと5名の方については、毎日5名勤務という考え方になるわけですね、そうしますと。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） これまで、会計年度任用職員としての任用条件として7.5時間勤務ということでございましたので、そのような形になろうかと思えますけれども、もしか、時間の変更等も可能であれば、そのシフトの組み方次第になりますけれども、基本的には現行どおりの5人体制で勤務するという考えでございまして。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 利用人数についても、先ほどの答弁では1日当たり7.35人、1便当たり1.8人。今の運行便数での人数ですので、これが便数が増えれば、利用される方ももう少しは増えるのかなというふうには予想されるんですけども、いずれ住民バスはなくなるわけですので、やはりできるだけバスを使っていた方々がこのデマンドに移行してもらえば、それにこしたことはないわけですね。ですので、ワゴン車ですので8名ですか、定員。運転士さん交ぜて。ですので、なるだけこの辺の利用される方を増やしていただくような方策も、やっぱり考えていただければなと思うんです。その辺の対応、対策としてはどうなんでしょうか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 先ほど申し上げましたとおり、利用が可能な曜日の撤廃やら、時間帯の朝早い便の設定と夕方、遅い便の設定、そして従来の6便から10便に増便するということでもありますので、最近も住民バスが廃止になるということをお聞きして、デマンド型交通を登録したいということが何名かいらっしゃっておりますので、今後新年度になりましてから、利用状況をより把握しながら、それでも利用が伸びないのかどうかといったところにつきましてはその状況を判断しながら、また新たにいろいろそういった利用者の増につながる方策を考えていきたいと考えております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） それからデマンド、1年半試行をずっと続けてきたわけですがけれども、さらに5年度4月以降も、さらに1年間試行を継続するという考えのようではございますけれども、本格運行にしてもいいのではないかなど、私個人は思うんですよね。実態として、特別変わるような内容でもないですし、なぜその本格運行にまでしていかないのか。もっと検討する必要があるのかどうか。それは、村長常々言っていますけれども、やりながら直すことだってできると思うんですよね。その辺の考え方は、さらに1年その試行を続けるってのはどういったところからの考えなんでしょうか。改めてちょっと確認したいと思いますけれども。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） ご指摘のとおり、本格運行でもいいのではないかとというご質問でございますけれども、確かにそのとおりかもしれませんけれども、先ほど来申し上げましているとおり、これまでの運行形態を大きく見直すわけでございますので、利用状況を見ながら、さらに改善を加えるところがあるのかどうか、そういったところも見極めながら、新年度といいますか、6年度に向けて本格運行にしたいというふうに考えてございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 担当課としての考え方は理解はしますけれども、必ずしも1年間ずっと試行じゃなくて、年度途中で切替えということもあっていいのではないかなと思うんですよね、別に。予算としては、当然1年分の予算を計上するわけですので、人的にもほぼです。であれば、何をもって試験運行から本格運行に切り替える違いが何なのか、ちょっと分からない部分あるんですけれども、もう1年半もやってみればおよその傾向、分かると思うんですよね。さらには6か月ぐらいあれば、便数と台数増やして、どの程度増えるか。そんな違いはないんじゃないでしょうかね。何が違いがあるのか。利用料の関係もあるのかどうか。あるかもしれませんけれども、そういった考えで、さらに1年間同じようにずっとやっていくというところが、もうちょっとスピードアップしてもいいんじゃないでしょうかね。どうでしょう、村長。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 難しい話です。いや、簡単なんだけれども難しく。過去に、過去といいますか。やっぱり議員のご理解によって、非常に私は、すごく理解していただいているなというふうに、今思っていたところではありますが、過去には、運行しながら改善、改

良していくんだと言ったときに、それはちょっと、ちゃんとしたものがきちっとになっていないじゃないかというような指摘も受けたわけでありますからであります。

試験運行というのは、ですから、いや、議員がおっしゃるように、試験運行でなくたってはいいんです。いいんですけれども、それを試験運行じゃなくて本格運行している途中に、改善、改良を加えるということになると、また逆に、本格運行ということでしたのに変更するのかというようなお叱りも受けてはならないなど。受けたくないなどということで。試験運行というふうに銘打っているわけであります。ですから、中身は試験運行も、本格運行も同じであります。中身はですよ。ただ、試験運行ということは、やっぱり変える。いろんな不都合なことがあれば変えますよということの含みでありますので、その辺は理解いただけるのではないのかなというふうに、私は、私が勝手に解釈しているわけであります。以上であります。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 別に、試験運行、本格運行にこだわるつもりはありません。別にダイヤ、時間数増やして、あるいは行き先が今の、決めている場所より増えたりなんざりというのは、ちゃんとした本格運行に移行した後だって直すことができるんです、別に、支障ないと思うんです。別にそれは変えても、多分に実態に応じて、時間帯がもう少し足りないとか、あるいは時間を変えるとか、そういうことは当然あり得ると思うんですよね。その辺は本格運行に移行した後で、後においてもですね。ですので、きちんと形になっているんでしょうね。運行体系を定まってから本格的運行に移行するんだという考えも、いいでしょうけれども、もうちょっと柔軟な考えで進めてもよろしいんじゃないのかなという思いもいたします。これ以上は、これはもういいです。あと、次に移りたいと思います。

高齢者のタクシー利用券、これは交通体系じゃなくて福祉関係の一環ということは理解するんですけれども、いずれにしても、こちらも住民の皆さんの足の確保の支援であります。ですので、一つの交通体系の一つ、一環として考えてもいいんじゃないかなというふうに、私なりに思うんですけれども、どうなんでしょうかね、その辺は。発端は、福祉関係の支援策ということで出た事業だと思いますけれども、どうなんでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） デマンド交通を拡充することによって、高齢者タクシーの利用助成もどうなのかということなんです、しかしこれはやっぱり交通弱者たる高齢者の方々の利

便性を考え、設置し、設置というか、制度をつくったわけではありますが、今でも、そういった高齢者の皆さんがドア・ツー・ドアっていいですか、タクシーであれば1人で、誰とも、一緒に乗っていくとかじゃなくて、1で行けるわけでありませぬ。デマンドになると、どうしても、何ですか。8人、7人、一緒になる場合もありますよね。そういったことを、やっぱりある程度、嫌うというのもおかしいんですが、敬遠する高齢者の方々もおられます。そういったことで、やっぱりデマンド交通じゃなくて高齢者タクシーの件も、今のところ、このまま継続していけたらいいのかなと。もちろんこれも、ですから、将来的には検証する必要はもちろんある、あるということは理解しますので、そういったことでご理解をいただければとこのように思います。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） タクシー利用助成についても、申請をいただいて利用券を交付して、実際の利用の状況。多分、ある程度の高い割合で利用なさってもらっていると思うんですけども、利用されない部分も何%かありますよね。ですので、せっかくの利用申請なさって、利用されない部分があるというのは、どういった理由でそうなのか、ちょっと分からないんですけども、数字的にはどうなんでしょうか。今の利用率という点からいった場合の今の現状としては、人数とか何かについてはどのような数字になっているでしょうか。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） まず、利用者の人数でございますけれども、令和4年度、今現在で213名の方が申請をなさっております。実際の利用率、今年度についてはまだ途中でございますので、参考までに、今のところ53%ほどの利用率ということになっております。昨年度の利用率でございますが、約72%利用しております。その前になりますと、ちょっとコロナの影響もあるかと思うんですが、67%の利用率というふうになっております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） まあ七十何%、六十何%という数字ですと、何ていうんでしょうね、実態としてはちょっと意外と低いなというふうに感ずるんですけども、せっかく申請なさっていただいて、申請した時期からの、年度末待ってですね、たしか。利用券についても。ですので、どういう状況で、利用率が意外と低いのかどうか分かりませんが、利用される方の意見なり要望なりというのは、具体的にどういった声みたいなのは、

出ている部分あるのでしょうか。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 利用される方、利用されない方、それぞれおるわけでございますけれども、当然その利用する方、全額使われる方もいらっしゃいます。また、中には申請はするものの、何かあったときのために申請しますという形で申請されて、実際使われるのは数枚という申請者の方もいらっしゃる状況にあります。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） タクシー利用券についても、福祉政策ではあるもののやっぱり交通体系の一つという観点から、デマンドや何かと兼ね合わせてその辺のすみ分けではないですけれども、その一環として全体的な計画の中で、これから考える必要あるのではないかなって思うんですけれどもね。それぞれ、デマンドは企画財政課、タクシー券については健康福祉課ということで担当課も違いますので、その辺の一元化ということではないですけれども、やはり村としての施策ですので、うまくその辺の調整、整合取れるような進め方、考えたほうがいいのではないかなと思うんですけれどもね。どうなんでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ご意見の分かれるところでもあろうかというふうに思います。そういったことで先ほど議員もおっしゃったように、タクシーの場合は福祉政策というものが根底にあるわけでありますので、その辺はやっぱりそうなのかなということで、今、違うわけでありますので、ただ、議員のおっしゃることも分からないわけではありませんが、現実として、何ていうんだ、費用の出どころがやっぱり違いますので、そういったことでご理解をいただければというふうに思います。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 深いところまでの質問はいたしませんでしたけれども、やっぱり様々の交通手段の体系ですので、実際にそれぞれ利用される方々、スクールバスなりデマンドなり、タクシーの件なり、いろいろ違いがありますけれども、どっちにしろ利用なさる方のための運行体系、体制をきちんとつくっていただければと思うんですよね。運行ダイヤにしても何にしても、曜日でも同じですけれども、そしてデマンドについては、試行を当面続けるということですので、その間の何ていうんでしょうね、評価なり検証なり、それをきちっとやっていただいて、やっぱり改善するところは改善に向けてやって



いただくということが必要だと思うんです、いずれにしても、全部の業務について。

村長、その辺の指示っていいですかね。常日頃、お話はされていると思うんですけれども、やっぱりそういったことで、実際やってみて計画どうだったか。そのとおり行ったかどうか。もし行かなかつたら、何がどうだったのか、問題だったのか。どこをどのように改善すればいいのか。やっぱりやりながらそういうことを考えていく必要があると思うんです。ですので、村長の思いをその辺、伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 本当に、石川議員のおっしゃるとおりであります。私も同感であります。同感といいますか、私が前々から言っていたことでもあるわけでありまして。前に、デマンド等々要望を導入する、しようとしたときに、走りながら考えるんだという話をしたら、どなただったか忘れましたが、笑われましてね。そんなことしたら危ないよと言われてました。ということで、やはりそういったことで、改善、改良することは、当然日々、不備があれば、当然見直ししていく、改良していく、改善していく。これが基本だというふうに思っています。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 質問は以上で終わりたいと思うんですけれども、最後に萩原村長当選して以来、私も同時期でありました。議会で当選させていただいたのが。この間、大分一般質問をさせていただきました。数えてみましたら、今日で30回目でありました。

いろんな答弁いただきましたけれども、村長は村長としての執行者側の立場、議員のほうはやっぱり住民から見た場合の立場の意見ということもありまして、意図するところは同じでも、なかなか合わない部分もそれぞれあったのかなって思いもいたしますけれども、いずれにしてもきちんとした答弁をいただいたということで、私としては感謝をいたしております。ぜひ、次の次期村長に思いをつないでいただければと思います。ですので、最後に村長の8年間の思いと、職員に託す思い、新しい村長に託す思いをお聞かせ願えればと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そうですね。なんていうか最後の質問も、佐野議員の質問も似たり寄つたりのところがあるので、ちょっとあれなんですけど、本当に2期8年という、私にとっては長い、長かったです。でも、振り返ると短かったという思いもありますけれども。その間、皆さん、議員の皆様方から、いろいろご意見なり、ご協力なりご意見なり、あ

るいは辛辣なご意見などもいただいたり、いろいろあったわけでありませけれども、しかしこれも、皆さん、村を思う気持ち、これは私ども執行部も、そしてまた議員の皆様方も同じ気持ちだと、私は理解しておりますので、今後、職員も、常々私、申し上げています。村民、住民、皆さんがあつての我々職員も、役場職員、執行部も住民あつての執行部あるいは役場なんだよということを常々、朝礼等などでも申し上げているところでもありますので、そういったことを継続して行ってほしいなというふうに思いますし、さらには私、引退するわけでもありますから誰かが当然、誰かといいですか、次の人が執行者となるわけでありませけれども、これまで私の考え方を理解してくれる、来た、くれた、そういった人が、私のやってきたことを、もちろん全部丸だとは申し上げませせん。けれども、そういったことを意を酌んで、改善、改良、先ほども申し上げました改善、改良して、もっともつといい大衡村にしていくってくれる人が、私の後になってほしいなと。そして、そういう人に託したいというふうに思っているところでもありますので、どうも石川議員には、いろいろとご意見、ご協力、ちょっときつときもあつたんですけれども、でもやっぱりお互いに村を思う気持ちですから、どうも本当にありがとうございました。終わります。（「以上で質問を終わります。ありがとうございました」の声あり）

議長（細川運一君） 以上で、石川 敏君の一般質問を終わります。

通告順2番、赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 通告2番、赤間しづ江であります。私は、マイナンバーカードの普及状況についての質問をいたします。

マイナンバーカード、マイナポイント、今ではすっかりおなじみになったマイナンバー、この言葉でございます。振り返ってみますと、マイナンバー法案が成立したのが2013年、平成25年となっております。通称ではマイナンバーまたは番号法などという言い方もされますが、正式な法律名は次のとおりなんです。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律。このように長い法律名が、このナンバー法でございます。

制度の導入は2015年、平成27年から始まりました。住民一人一人に個人番号通知カードが届き、マイナンバーカード申請の書類が送られてきて、郵送あるいはオンラインでの申請受付も行われ、カードの交付が始まりました。顔写真入りの身分証明書、1枚で足りる身分証明書ともなります。税の確定申告もでき、住民票のコンビニ交付など様々

なサービスが受けられるようになり、利便性を実感できるようになってきています。既に法律ができてから10年経過というところでは。

国では、2024年秋に紙ベースの健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を図るため、マイナポイント付与期限を延長して、カードの普及、促進を図っています。大衡村でも、広報紙、無線放送での周知、強化されています。それから、休日窓口の開設、あるいは会合に出向いて申請をサポートする。さらに、今は確定申告の時期でもあります。確定申告の会場などでも、担当職員の方がPRし、窓口にお誘いをするなど、そういったサポートをしているというお話も伺いました。あらゆる機会を逃さず、カード取得促進に努めているところです。

マイナンバーカードの普及の状況、そして実際カードと保険証が一体化になった場合の、こういう場合はどうなるんだろうという素朴な疑問、質問。引き続き、今後も継続してカード普及促進に努めることになるでしょう。今後の対応について考え方を伺うものです。

質問の1項目めです。マイナンバーカード申請件数と、交付件数、最新の状況をお聞きいたします。

質問2点目です。2月に行われました常任委員会の資料によりますと、令和4年12月末の申請件数4,010件、交付件数3,112件となっています。その差が898件であります。この差の数字が、あまりにも大きいのではないかという疑問を抱きましたので、その要因として考えられるのはどういうことなのか伺います。

次に、実際、保険証と一体化するということになりますと、自分の健康に関わることもあります。一人一人、これはどうなるんだろうという疑問もありますので、次の質問です。申請しない人の場合、この場合の健康保険証というのはどうなるんだろうか。

質問の4点目です。カードを紛失した、あるいは申請中で手元にない場合、医療機関での被保険者窓口負担、その適用はどうなるのでしょうか。

質問項目の5点目です。先ほども申しあげましたとおり、マイナンバーカードは顔写真つきの身分証明書にもなります。様々なサービスが受けられる。そういうメリットが強調されますが、個人情報漏えい、それから何となく機械に触るのがおっくうだとか、サポートされるとはいうもののという村民の不安があるようです。今後そういった不安の払拭にどう対応していくお考えなのか村長の考えをお伺いしたいと思います。以上です。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を2時10分といたします。

午後2時00分 休 憩

---

午後2時10分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村長、登壇願います。

村長（萩原達雄君） まず、1点目のマイナンバーカード申請件数と交付件数の状況はどのご質問でありますが、地方公共団体情報システム機構からの通知では、令和5年2月5日までの件数は、申請件数が4,159件、交付件数は3,398件となっております。本村において。

次に、2点目の令和4年12月末の申請件数と交付件数では898件の差がある。要因として考えることは何かのご質問でありますが、要因としては、申請からカードが発行されるまで1か月程度を要することと、その後、申請者が受け取るまでの期間に、時間差、タイムラグがあることによるのが、まず一つだと思いますし、受け取りを忘れていたとか、そういった人もいないとも限りませんので、そういったことがそういう差が出てくるのかなど。これが一番大きな要因ではないのかなというふうに思っております。

なお、マイナポイントの対象となるマイナンバーカード申請期限は、令和5年2月末まで延長となりましたが、延長される前は令和4年12月末までであったこともあり、12月の申請件数が444件と過去最高の件数であったことに対し、交付件数は189件で大きな差が生じております。また、12月以前に申請された方で、まだ受け取りなされていない方もありますので、差異の生じる要因となっているところだというふうに思われます。そのほか、申請件数につきましては、番号法施行日からの累計であり、記入誤りや顔写真の不備などの申請不備や、同一人による複数申請、不備となった場合の再申請も数に含まれているため、交付件数が多くなっている、交付件数との差異が生じる原因、一因となっております。

次に、3点目の申請しない人の場合、保険証はどういうふうになるのかと質問ですが、マイナンバーカードは、申請により交付されるものでありますので、申請をされていない方につきましても、今までどおり保険診療を受けることができるよう、国では資格確認書の発行が検討されているという、資格確認書を発行するとしてしのぐ、しのぐとい

うのもおかしいのですが、そういうことが検討されていると、これはマスコミにも載ったわけでありませぬ。

次に、4点目のカードを紛失した場合、再発行までの間、窓口負担に係る保険適用はどうかとのお質問であります。現在、マイナンバーカードの再発行に要する期間は1か月程度かかっておりますが、国では健康保険証が廃止される2024年秋までには、長くとも10日間程度で取得できるよう検討されており、さらには、特急発行として最短5日に短縮とも発表されております。しかし、発行されるまでの間の保険診療等の手続については、まだ具体的には示されておらず、必要とされる医療を適正に受診できるように望むところでもあります。

次に、5点目の顔写真付きのマイナンバーカードは、身分証明書での様々なサービスを利用できるメリットが強調されています。普及率を上げるために、申請、交付の手続、個人情報漏えい等の問題など、住民の不安払拭にどう対応していくのかとのお質問であります。まず普及率の向上につきましては、現在の申請率が72.1%となっておりますが、今後もこれまでの申請サポート等を引き続き実施しながら、さらなる普及率向上に努めてまいります。

不安解消への対応につきましては、マイナンバーカードには、氏名、住所、生年月日、性別の4情報が記載されており、内蔵されているICチップには、必要最低限の情報のみが入っており、プライバシー性の高い個人情報は記録されておられません。また、この情報を利用するに当たっては、法律により保護措置が規定されており、各行政機関での利用についても、それぞれの担当業務以外での利用はできない仕組みとなっております。万が一、カードをなくした場合の対応につきましても、24時間365日体制で、コールセンターにおいて利用停止を受け付けているほか、不正に情報を読み出そうとすれば、ICチップが自動で壊れる仕組みとなっているということだそうであります。地方公共団体情報システム機構では、マイナンバーカード総合サイトを開設し、メールや電話、ファクスなどで問合せに応じておりますが、村におきましても、マイナンバーに関するサポートなど引き続き行うことで、皆様の不安解消に努めたいと考えております。以上で回答とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） マイナンバーカードの申請件数、第1点目の質問でございますが、72.1%。直近のあれということで、私、お願ひをいたしましたものですから2月5日現在で

72.1%、7割を超えました。それからまた、2月末までかなりの日数もあるわけですから、さらにこれの上積みが見られているものと思います。

地方公共団体情報システム機構、これにはJ-1 i s ジェイリスというんでしょうか。マイナカードを扱っている国と地方公共団体が共同して運営する組織なんですけれども、そこでは逐一申請件数、交付件数の発表しております。総務省とか厚生労働省、デジタル庁あたりのホームページなんかを見ますと、各自治体の交付率が上のほうの団体、10位以内は団体はどこそこ、あとワーストのほうは、どこそこってそういう情報がもう、全て一瞬に見られるシステムになっています。何か自治体間の競争を、ある意味あおっているというか、そういう状況が見て取れます。ですから、大衡村の住民生活課の職員の方も、もう休日あるいは会合に出向いたり、申請サポートするのに一生懸命なんだなというのは、そういうことにもよるんだらうなと思っております。他の自治体の水準と同じぐらいのところまで推移をしているというのは非常に、皆さんの奮起のたまものかなと思っております。

2点目の、差があることについて、実際申請したから、すぐに取りに来れる状況ではございません。もちろん1か月の手続もかかりますし、しかし、それにしても、必要があつて申請したのであれば、そんなに間を置かないで取りにいらっしゃるのではないかと思います。実はそうでなかったなというふうなところが出てきました。特に、駆け込みの去年10月あたりからは、今まで2桁の申請件数だったのが、大衡村でも3桁の申請件数になっています。マイナポイント第2弾というのが非常に効いているあかしなのかなと思いましたが、その中で、申請された方でまだ受け取りされていない方もあります。12月以前に申請された方で、まだ受け取りされていない方がいるということです。受け取りしていない方の、何年何月頃からのカードが受け取りされていないのか、その辺は把握しているのでしょうか。伺います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 申し訳ございません、ただいま手元に資料はないんですが、マイナンバーの交付をされたときから、既にもう28年からスタートしております、交付のほうは、そこからでございますので、度々勸奨通知はしているものの、いまだ取りに来られていないという方も現在いらっしゃるということです。最も古いものであれば、その当時のものもあるのではないかとということで、推測ではあるんですが、後ほどお調べしてお答えさせていただきたいと思っております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5 番（赤間しづ江君） 相当前の方もいらっしゃるというふうなことです。交付期限というか、受け取り期限というのはあるのでしょうか。ちょっとその辺も聞きたいと思います。何か月以内に受け取りなさいとあってあれはあるのでしょうか。その辺も聞きたいと思います。なければないで結構ですが。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 受け取り期限につきましては、特に設けてはございません。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5 番（赤間しづ江君） 私が調べたところ、3か月というところが何か書いてあったような気がします。マイナンバーカード受け取りの期限、住んでいる役場の窓口で一定期間、例えば最低3か月保管、これを過ぎると、安全性確保のために処分されますという記述があるのがあるんですが、こういうことは、これは本当のことなのかどうかそれも伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） そのとおりでございまして、実際は3か月经過したものにつきましては、再度再び勧奨通知を行っているところでございます。なお、村といたしましてはやはり3か月で処分をするというのはいかなるものかということで、保管のほうは厳重にしておりますので、申請された方に速やかに、本来であれば交付されるべきものでございますので、そのように今後も努めていきたいというふうに思っております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5 番（赤間しづ江君） そういうカードがあった場合に、今度は、ポイント付与というのはどういうふうになるのかなという、私の素朴な疑問なんですが、どうでしょうか。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） ポイントにつきましては第2弾が先日2月28日までというところが、窓口が混み合っているということで、本日までの申請については適用されるということになります。ただやはり、オンラインでの申請等を行いますと時間がかかりまして、ポイントを付与するためにも相当の時間を要するような状況でございます。本日、窓口に来られて、カードお受け取りになりましたも、そこで暗証番号を入れたりですか、そういった手続に二、三十分程度を要しますので、昨日現在の時間ですとかなりちょっとお時間がかかっていますので、申請までにはできるかどうかというところござ

います。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5 番（赤間しづ江君） そういう場合に、また、例えば3か月の保管期間、安全確保のため処分されます、新しい申請書でのまた再申請が必要となるというふうなことも書いてあったんですが、とにかく早めに受け取りに来ないと、またさらに手を煩わせるようになるシステムなんだなというふうに感じましたので、催告とかそういうのをできるだけ丁寧に行ってくださいようお願いしたいものだと感じたもんですから、その辺も伺います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 担当課といたしましては、申請をされて既に、役場のほうにカードが送付されているものにつきましては、申請された方に対して勧奨を行ってきております。昨年、そのカードの期限が切れたものについての破砕機も購入しております。カードは適切にその処分をしなければいけないというところで、専用の機械も購入しているところですが、まだ実際には処分を行っていないところでございます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5 番（赤間しづ江君） 簡単にマイナンバーカード、マイナンバーカード、誰もがなじんでくるこのあれなんですけど、非常に細かいことを調べてみると、そういうあれもあるんだなというふうなのが、分かってきました。とにかく、先ほど申し上げましたように必要があって申請するわけですから、それを生かす、もう生かされる時代に入っていますし漏れなく、住民のサービスのためにも、その辺も、細やかな配慮、お願いしたいものだなと思いますが、いかがですか。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 窓口の対応だけではなく、常にそちらのカードのほうの状況を見ながら、勧奨して進めていきたいというふうに思っております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5 番（赤間しづ江君） 次に、3点目の申請しない人の場合、保険証はどのようになるんでしょうかという質問でございますが、カード申請は義務ではありませんね。ですから、政府が考えているように、国民一人一人が必ず令和4年度末までにとというのは、現実的に考えればちょっと難しいところではあるんですが、でも新しい時代に入っていくときはマイナンバーカードは必要、必需品になるというふうな考え方で進めていると思います。この申請しない人の場合、保険証はどうなるのか。



私がこの一般質問の通告を上げた次の日に、保険資格証は無料発行という河北新報に記事が出たんです。マイナ取得時1年有効という、こういう新聞のあれが出たんです。申請で交付されるものであるんですが、そのとおり保険診療を受けないという、受けられないという方が、出ないように村では資格確認書の発行が検討されている。検討されている段階ですから、課長の答弁もどうなるかあれですが、これ資格確認書というものの有効期限とかそういうのは、そこまではまだ、あれなんですか、あるんでしょうか。もしお分かりでしたらお聞きします。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） まず、マイナンバーカードと保険証をひもづけていない方につきましては、資格確認書の発行がされるということで、大臣の会見のほうで発表された内容になりまして、自治体につきましてはまだ詳細が示されていない状況でございます。ただ、資格確認書の発行を想定しているということと、有効期限を1年間とするという情報でございまして、そちらの詳細につきましては後ほど、通知がされるものというふうに思っております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 資格確認書については、了解いたしました。ところで、健康保険の短期証というのが交付されている方がございますが、そういう方、保険料を納められなかったり滞納したり、そういう方も全くいらっしゃらないというわけではないと思いますが、そういう方の場合の扱いについては、どのようになるのでしょうか。その辺も併せて伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） マスコミ報道のほうが先行しておりまして、国県からの正式な通知というのが、まだ来ておりません。資格証ということで滞納されている方については、保険証ではない資格証明書というものを発行してございます。その方についてどうするか。あるいは、短期証の方、1か月、3か月、6か月というふうに自治体でそれぞれなんです、そちらの対応をどうするかというのも、これからの議論になるかと思われま。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） いろいろ一生懸命、カード普及推進に頑張れ、頑張れという割には、国のほうのあれが末端自治体には、後からだということなんです。資格証、そういう

場合はどうなのかなと疑問に思っている一人です。村民の一人として。そういう方だって全くいないわけではないでしょうから。お分かりになったらすぐにやっぱりあれしてほしいなという思いではおります。

今、確認書なり資格証なり、全て医療機関を受けるときには必ず必要なものですし、まして、高齢者になれば申請の間の、この1か月の間にもいろんなことが起きることが可能性としてあるわけですから、これはどうなっているんだろうという疑問はついて回ると思います。そういうところの不安もないように、ぜひお知らせしていただき、メリットだけじゃなくて、あれのほうも含めてお知らせしてほしいなと思いますが、いかがですか。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 私どもといたしましても、国のほうで安全であるということと、不安を感じる方については総合センターということで、開設されている窓口をご案内したりということで、不安解消に努めていきたいというふうには思っております。やはり、窓口に来られるお客様も、マイナンバーカードを所有することによって、個人情報が入るのではないかと不安を抱いている方も、実際にいらっしゃいます。国のほうでは安全ですということで話はされておりますけれども、実際にどうなんだということになりますと、私どもといたしましても、ICチップの中にはカードに記載されている4情報のほかに顔写真のデータ、それから住民票コードまでが入っているということで、内容のほうは確認はしております。それ以上の情報は実際入ってはいないことになってございます。万が一紛失した場合も安全ですということで、読み取ることにはできないというふうに言われておりますので、私どもはそれに従って、手続、対応のほうを進めていきたいというふうに思っております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 自治体の窓口が振り回されているなって感じるのは、幼児、赤ちゃんの場合、マイナカード申請のときのお写真はどのようにしているのですかと、私窓口で聞いたことがあります。そうしましたら、赤ちゃんを寝かせといて、カメラマンが上からカメラを向けて顔写真を撮ると、そういうご努力をなさっていたそうです。とにかく、生まれたての赤ちゃんからそうなんだなと、大変だなと思えば、今度は国のほうは5歳までの顔写真は要らないというふうな、現場の声を、やっぱり大変な状況を、恐らく国に届いたからそうなったのかなと思うんですが、そういうふうにさんざんいろいろ

ろ、何ていうんですか、注文をつけておいた後は、5歳までは写真要らないですよというふうなことを簡単に言ってきたり。本当に現場の大変さが見て取れました。

実際に、マイナカードを申請、誰それさんも申請したから私もと来た方が、いや、英数字6桁の暗証番号、キーボードで入れなきゃないと。サポートはしてくださるんだけど、何が何だっけ、訳分からなくて帰ってきました、大変ですって。そういう話を聞いた方が、私はさ、命あんまり長くないからカードなんか要らないって、こういう声がまかり通っているところもすごくあると思います。なに、要らない、だって今だって保険証あるし、何もこれで不便を感じていないしと、こういう声が聞かれるんです。

ですから、これからの時代はそうじゃないんだというところで、一つずつクリアしていく対策というのは本当に窓口大変ですよ、必要になるなと感じますが、さらに伺います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） やはり、赤間議員おっしゃるとおり、そういったお声を聞く場面、多々ございます。ただやはり、保険証とのひもづけというのが一番大きくて、それが反響を呼びまして、ご高齢の方は、その手続きに足を運んでいただけるというケースが目立つようになってまいりました。その際にも職員一人一人、丁寧に説明をさせていただきまして、場合によっては確認しながら職員が操作をするということも行っておりますので、住民の方につきましては気兼ねなく職員にお話をさせていただいて、職員もサポートさせていただきたいと思っております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） とにかく、100%は無理かもしれないけれども、皆さんお一人一人に取得してもらわなきゃいけないカードなんであるというふうなことは、私たちも含めてもうPRしていかないといけないと思っております。ましてや、窓口の対応も、休日窓口を開いたり、それから、それこそ確定申告の会場に何か3名ほど引っ張っていきましたよとかという話も聞いたりしますと、もう必死なんだなというふうな感じ、しまったもんですから、そういうふうにしてその人たちが、サポートを受けたその人たちが、さらにお知り合いの方に、交付申請をお勧めできるようなそんな形で、丁寧な対応をこれからも本当にお願ひしたいなと感じております。お願いします。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） ポイントの第2弾は本日で終了いたしますけれども、マイナ

ンバーカードの申請はまだまだこれからも続くものでございますので、引き続き丁寧な対応をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5 番（赤間しづ江君） 今後、困る可能性もあるというふうなところは、頭に入れておかなきゃいけないのかなと感じるところがあります。先ほども申しあげました今、マイナカードを持っていなくても、不便と感ずることはありません。免許証だったりあるいは通知カード、そんなのがあれば大丈夫です。免許証を持っている人も、大丈夫です。今まではパスポートも、身分証明として有効でした。しかし、2020年から発行申請されたパスポートは、住所記載欄がないんだそうです。そういうことになっています。で、住所確認書類としては無効になる。今まで、これも大丈夫だ、これも大丈夫だと思っていたのが実はそうでない形で、マイナンバーカードのほうに誘導させるような仕組みなのかなと思ったりもします。2024年秋頃には保険証との一体化、お薬手帳の代わりにもなる。さらには、2024年ですかね、運転免許証との一体化ということも言われておりますし、最近のニュースでは、介護保険の被保険者証とも一体化が検討されているということなんです。ですから、もう次から次と国はそういう形で、マイナカードへの誘導を図っているんだなと思われます。

そのほかに、転職であるとか休職、退職、社会保障や年金などの手続も、マイナカードがあれば円滑に実施できると。そういうふうな環境整備が本当に急激に進んでいくんだろうなと思っております。こういう時代に生きていく私たちですから、取り残されることがないように、これからの広報についても、ぜひその辺を含んだ、情報が入ったらです、情報が入ったらそういう周知もぜひお願いしたいものだと思っておりますが、どうでしょうか。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 情報が入り次第、適切に無線放送並びに広報紙等でお知らせをしていきたいというふうに思っております。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5 番（赤間しづ江君） 最近の広報紙を見ますと、2月号はマイナカード特集、もうこれだけの紙面を使って広報していますし、3月号についても裏表紙のここに、マイナカードのことが書かれています。もう、昨日は窓口もオンラインも殺到して、今日までの申請に限りということになったようですけれども、駆け込みで相当大変な状況になってい

る。今まではマイナカードのポイントのことが特集ですけども、これからは、村民目線に立った、こういう質問、よくある質問、そういうところもQ&Aみたいな形で紙面に反映させるような取組も、考えていかなきゃならないんじゃないかと思いますが、その辺の考え方についても伺います。易しい、分かりやすい内容でのQ&A、どうでしょう。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 国のほうでは、Q&Aというもので、ネットからは情報として見ることができます。ただし、ネットを使いこなせていない方あるいは情報として入りにくい方につきましては、やはり村から発信しています広報紙、無線放送、それからSNS、そちら使える方についてはそちらも併せて、Q&Aも抜粋した形にはなるかと思いますが、掲載させていただいて情報発信していきたいというふうに思います。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 特に、高齢者になりますと、カードイコール振り込め詐欺という印象が、結びつく印象がすごく強いなど、言葉の端々から感じ取れるんです。危ないもの、これにあれするといろんな目に遭うとか、なんかそういうふうにも結びつけてしまうところがあって、なかなかそれがおばちゃんたちの、あつという間に広がりますから、そういうマイナスなイメージの広がり方が、何となく普及に弾みがついていないところもあるかなと思いますし、年だからとかね、書換えが必要なんだってよとかってそんなこともうすっかり遠ざかってしまいますから、ちょっとこれはデメリットかと思われるような項目についても優しく問いかける、そんな形で広報をぜひお願いしたいと思っています。どうでしょう。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 現在、ポイントの関係で保険証とのひもづけ、それから公金受取口座の登録ということで、やはり保険証までは来年の秋には廃止になるということでひもづけするには、皆さん積極的なんですけど、公金の受取口座の登録ってなりますと、やはり口座の中身が知られてしまうんじゃないかという不安に思っている方がおりますので、そちらについては丁寧にご説明をさせていただいているところでございます。

今後も、引き続きそういったことで登録、それから保険証のひもづけという作業は、今後も引き続くものでございますので、皆様に周知していきたいというふうに思っています。

ざいます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5 番（赤間しづ江君） 最後の質問にいたします。いろいろと細かいことを申し上げましたけれども、そういう、少しハードルを下げた形での広報、ぜひお願いしたいと思っております。

国は、デジタル庁も発足しましたし、宮城県もDXを進めるという知事の方針も示されました。村長の施政方針でもそれを受けての大衡村令和5年度の方針も示されました。もう、新しい時代に入っていくんだなという感じがいたします。

そういう時代に生きていく私たちが、取りあえず今はマイナンバーカードという、ある意味、国家の一大プロジェクトのような形で進められようとしている一つの時代に生きているんだなという気がいたします。新しい時代もやっぱり見てみたいという気持ちもあります、この高齢になっても。それをやっぱり次の世代にも引き継いでいくというお役目を、やっぱり村長は担っていると思います。最後に村長のお考えを伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） デジタルトランスフォーメーションだな。何か知らないけれども、私自慢ではありませんが、全くのアナログ人間でありますから、本当にお恥ずかしい限りであります。でも、社会は何ていいですか、そういうふうに進んでいく、これは議員仰せのとおりであります。ですから、若い職員のみならず、中堅幹部、私を除くですよ。職員の皆さんは、これを的確に捉えて行政運営に生かしていかなければならないなど、私は、いや、じゃあ私はいいのかという意味じゃないですよ。私はもうすぐ引退しますので、ですから、今、しゃべっているわけでありましてけれども。

そういったことで職員の皆さんも役場の姿勢も、当然デジタル化に向けてこれから急速に加速をしていくものだろうというふうに、認識はしておりますし、それに対応できるような職員に、もちろんなってほしいなというふうに思っているところであります。

ちなみに、全く話、変わりますけれども、私も自分の名前、余計なことうるさいってって言われるかもしれませんが、実は自分の名前、フルネーム、漢字で書くと4つです。こういう名前の人、全国に何人いるのかなと調べました。全国っていっても、東京から、下のほうです。4人いました。私が知る限りでは、同じ名前です。そのうち宮城県に3人います。違う私を含めて宮城県で3人、私含めて全国、東京から下で5人、ですから。

いやいやびっくりしました。これ人名のあいつで調べると出てくるんですよ。

ですから、何が違うのかと。番号が違うんですよ。ですから、まさしくマイナンバーですから、番号が違います。それで、分かるんだろうと思いますけれども、ですから本当に、同じ名前がこんなにいるなんて、私は思わなかったんだけど、そういうことです。

ですから、やっぱりあの、これはまた別な話になりますが、そのデジタル化について。我々の、当然、私の例えば子供なりあるいは孫なりのことでもそうですが、皆さんもそうです。やっぱり、デジタル化に対応した人間になってほしいなと、私は思います。ですから職員も、それに当然今、若い職員はもちろん、すぐそういったことにたけていますから安心していただけますけれども、中堅以上の職員の方も、ぜひ、そういうことに精通してほしいなと思って、今の心境はですよ。そういうふうに今思っているところであります。あと12分ありますので、よろしくお願いします。

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん、

5番（赤間しづ江君） 議長に通告外だと言われるかもしれませんが、先ほどから村長、新地域交通システムのこと、走りながら考えるとけがをしますよと言ったのは、私でございます。ここでおわびをします。いろいろと2期8年間、大変お世話になりました。謝って終わりたいと思います。失礼しました。

議長（細川運一君） 答弁はよろしいですか。村長。

村長（萩原達雄君） いやいや。まさしく。私は、走りながら、政策を実行しながら、何ていうか、改善、改良するところは、速やかに改善、改良する。そういう姿勢でこれまでもずっとやってまいりました。ですから、それは、これからやる人にとってもあるいは執行部にとっても、臆せず事業を推進しながら物事を考えて、そしてよりよいことを、住民にとってですよ、よりよいことを常に模索しながら、進めてほしいというのが、私の考えでありますので、本当にそういう意味で、別に謝ってもらう必要はないんですけども、それはそれとして、もちろん言葉のあやで多分おっしゃったんだろうというふうには、私は捉えておりますので、別に恨んでいませんからね、大丈夫ですからね。ということ、答弁としたいと思います。

議長（細川運一君） よろしいですか。（「ありがとうございました」の声あり）

以上で、赤間しづ江さんの一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開を3時10分といたします。

午後2時55分 休憩

---

午後3時10分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。通告順3番、佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 通告順位3番佐野英俊であります。通告に従いまして、先ほど、石川議員の質問で最後に触れられてしまいました。勇退するに当たり村政への思いを問うについて、一括で質問いたします。

全国に大衡村の名を広め、前代未聞の村長辞任と議会の解散に至った8年前、当時の議会をはじめ、執行部の関係者におかれましては、大変なご苦労があったものと推察するものであります。そのような状況下の平成27年4月、政治的な空白を避け、村を負のイメージから早く回復させたいとの信念を抱かれ、萩原村長は35代大衡村長に就任され、今日まで2期にわたり村政のかじ取り役を務められてまいりました。昨年12月、第4回議会定例会における一般質問への答弁において、次期村長選へは出馬せず後進に道を譲る、またこれからも、大衡村に住んでよかった、大衡村に来てよかったと思われるまちづくりが必要であると答弁されております。

今日の大衡村は、昨年11月の全員協議会で説明がありましたが、五反田、亀岡の地区計画において整備計画区域を拡大し、さらには村の人口は現在減少傾向にあるものの、人口動態を予測し、途切れない定住促進対策を進めるため、河原、座府地区の新たな地区計画づくりが進められております。また、最近における企業誘致では、本日の施政方針でも触れられておりましたが、今年11月の創業を目指し、半導体関連部品の生産工場の新設も公表されております。さらに、北部工業団地松の平地区では約45ヘクタールの追加造成工事も着々と進んでおり、大衡村の将来展望は明るい兆しが見えるとも言えるのではないのでしょうか。

村政の難局を乗り越えられ、今日まで、村づくり、村政のかじ取り役を2期務められてきた萩原村長に、私は感謝と敬意を表するものであります。4月25日の任期満了まで限られた月日となりました今日、2期8年を振り返られ、勇退するに当たり萩原村長の村政への思いを改めて伺うものであります。以上です。

議長（細川運一君） 村長、登壇願います。

村長（萩原達雄君） まず、2期8年にわたり、村政のかじ取り役を担ってこられたことに對



しまして、議員の皆さんを含め、村民の皆さんのご協力があって、あったからだ。あってこそだと感じておるところであります。そういう意味では、本当に皆様方に感謝、そして村民の皆様にも感謝を申し上げる次第であります。

12月議会の佐々木春樹議員の一般質問の際の答弁のとおりでございます。その際に、何を言ったのかということとはちょっと私も、すぐにぴんとはこないんですが、一通りのことを言ったんだろうなというふうに思っております。公約の約9割は達成したものだと思っておりますが、しかし公約というのは、私が掲げた10項目ほどの公約でありました。公約といいますか、思いでありましたが、その際、10項目のうちの1つは達成しておりません。それは何かと申しますと、町制施行の検討に入るという公約も掲げたところでもありましたけれども、それはその後、考えが変わりまして、貴重な1村、全県1村であります。貴重なこの何ていうのかな、この村を町にすると、十把一からげの町になってしまうということの仲間になってしまうということでもありますから、村、村でもいいんじゃないかということでありました。そういう、気を取り直して、その公約は実現を控えたところでもありましたが、しかし、そのほかの公約につきましては、おおむねいいですか、ほとんど、完全に達成をしたというふうに自負するところでもあります。

常に、私は住民目線に立ちながら、住民福祉の向上に向けて努力してきましたということは先ほど、赤間議員の答弁でも申し上げたわけでありましたが、しかしその公約以外においても様々な施策を展開してまいりました。いろいろ挙げればきりが無いということにはなるんですが、一々挙げると、いかにもこれもあれもこれもだということになりますので、あんまり私は言いたくありません。それは、皆様方と歴史が評価してくれるのかなというふうに思っておるところでありまして、別段何も私から申し上げることはないんだろうというふうに思います。

ただ、やはり、福祉行政等々に力を入れるために、わ・は・わですか、障害者更生施設の誘致やら、そういったものはやりました、そしてまたさらに、金ヶ崎町と友好交流都市の締結、これもこれまでもなかったことであります。

そんなこといろいろあるわけですから、あとは申し上げませんが、私、言ってしまうんだね、こんなこと言うと。タクシー券やデマンドやら、あるいは大衡塾やら、いろいろあるんですけども、ただ、これは自分のことを何だかんだ言うのもなんですから、差し控えたいと思います。

勇退するに当たり、村政への思いはということではありますが、月並みとはなりますが、

8年間という月日は本当に長いようであつという間であつたと感じると同時に、長かつたなと思います、私は。皆さんは、議会の議員として自分の任期4年、そして何期もやれば何年という、掛ければ分かるわけですけれども、長いか短いかはそれぞれの思いあると思いますけれども、私は2期8年でありましたが、長いなあと思います。ただ、振り返って本当に何も、この役から退いたときに、短かつたなと思うかもしれないけれども、今実感として長かつたなと思っています。そういったことです。

今後は、先ほども申し上げましたように、大衡村に住んでよかった、来てよかったというようなまちづくりを、後進の方に託したい、このように思っておるところでありますので、どうか皆様方におかれましても、よろしくご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、一言の答弁というのかな、これ、答弁となるかどうか分かりませんが、1回目の答弁とさせていただきますと思います。ありがとうございます。

それから、ごめんなさい。

他自治体に先んじて、大衡村犯罪被害者への支援条例、これを制定したというのも、これもいろんな皆さん、各関係者の皆さんのご協力があつたことだなというふうに思っておるところであります。宮城県で最初のということでありましたので、それも、それはちょっと付け加えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 答弁ありがとうございました。再質問いたします。村長の思いは、昨年12月の佐々木春樹議員の一般質問に対する答弁のとおりとのことで、10項目のうち公約の9割は達成したものと思っているとの答弁でありました。私は、随分低く自己評価され、謙遜された答弁かなというふうに感じた部分もあります。

8年前、萩原村長は、当時、ほとんどの村民、住民が一日も早く大衡のイメージを回復してほしいと願っていたはずではないでしょうか。それを、萩原村長は成し遂げられたと言っても過言ではありません。もっと自己評価、高く自己評価されてもよいのではと、私は思います。

私も4年前、令和元年6月の議会における議員として初めての一般質問で、萩原村長の2期目の政治姿勢と公約について質問しました。先ほども、村長答弁の中で触れられておりますけれども、その際の答弁は、1期目は、住んでよかったと思われるようなまちづくりができた。2期目も、それらの施策を継続し、公約の実現に向け、住民の皆さんと進める考えであると答弁をいただきました。まさに、その答弁のとおり、萩原村政

2期目、まさしく2期目がそのとおりではなかったかと、私はそのように思っております。

村長は、12月の答弁あるいは先ほどの答弁でも、町制施行のみ進めなかった、進められなかった。県唯一の村もよいという判断を、村長が判断されたわけでありますので、これは公約とまた別物と、私は考えます。そのようなことからすれば、公約10項目とはいえ、全ての公約を2期目、今期達成されたのではないのでしょうか。

最後に、村長答弁の最後にありましたとおり、犯罪被害者に対する支援制度、これらの条例化、県内で今現在、各自治体に取り組む状況が新聞に出てまいります、最後には全35市町村のうち大衡村が早い時期に、2021年12月に同条例を制定していると。毎度、各市町村自治体で条例制定の結びに表記されております。そのようなことからすれば、公約以外わ・は・わの関係も誘致、非常に見えない中とはいえ一つ一つ着実に公約以外のものも実現されたのではないかと考えます。

2期8年を振り返れば、いろんな思いを持たれているのではないのでしょうか。議会における、議会定例会における質問答弁の場、本日が最後になると私は考えます。村長、改めてその辺を踏まえながら、改めてこの今この時期における思いを、非常に、辞める、勇退する村長に対して大変失礼ですけれども、今現在の心境を改めて何うものであります。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほど、何回も申し上げます。本当に佐野議員、大変評価、私を過大評価していただきましてありがとうございます。そういう見方も、本当にあろうかと思えます。しかし、こんなこと言うとなんですが、2年じゃない、2期前ですか、8年前に争ったといいますか、そういう方も議員の中に今いらっしゃるわけでありますから、私はそういうことで、そういうこと何か言うのもちょっと、本当に心苦しい面も多々あるわけであります。

本当にそういったことでありますけれども、しかしそれはそれとして、本当に先ほどから申し上げますとおり、皆さんに支えられながら何とかかんとか、2期を務めさせていただきました。本当に、感謝を申し上げる次第であります。思い残すことはないのかみたいな話もありますけれども、思い残すこともありません。そして、私本来、元来涙もろい人間ですから、ほろっと来るときがいっぱいあります。でも、全然そういうことは、今の心境としてありません。早く交代する日が来ればよいなというふうに、今、

思っているところであります。

国道4号線もあるいは遊水地も、それから県の街路事業の大衡仙台線ですか、着工ももちろんしていますし、ですからよく言われるんです。もう、それを着工、落成とか、そういうところに立ち会う気はない、立ち会わねんでないのかなんて、先輩たちが言う人もいます。でも私はそういうことは別に関係ありません。そういう問題ではないと思います。世の中は地球が回っている以上、時間が過ぎていけばいくほど、それは当然進んでいくことであります。誰がやった、彼がやったじゃなくて、当然それは必ずそういうふうになっていくものでありますので、本当にさばさばっていいですかね、一言で言えばさばさばした感じで、私は後進に道を託したいと、このように思っておりますので、何とぞ心境をご賢察いただいて、皆さんの、もちろんそして皆様方のこれまでのご指導、ご鞭撻に感謝を申し上げ、退任の挨拶みたいなになりますけれども、そういったことに代えさせていただければというふうに思っております。ありがとうございました。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 一括で3回目、最後になります。村長、私も涙もろいものですから、最後に次期村長への引継ぎに関連し、質問させていただきます。ご理解願います。思い残すことはないかと村長は答弁されておりますけれども、私は、思い残すことがあります。そのようなことで質問いたします。

1年生議員、今日が最後の定例会、4年ですので16回の定例会におきまして、先ほどの石川 敏議員にはまだまだ劣る部分がありますけれども、16回の定例会のうち、先ほど数えてみましたら、質問しない定例会は2回でありました。本日、村長の最後にこのような質問を入れて、23件の中にはそんなこと、担当課長から聞けば分かっぺやということもありましたけれども、質問をする機会がありました。私も、住民の声を聴き、地域の課題について議会に取り上げるという自分の姿勢を貫いてまいりましたので、その気持ちで、最後に村長に伺うわけでありますけれども、おかげさまで、自分が自分を褒めたたえるわけではありませんけれども、一つ申し上げれば、このコロナ禍が世の中で騒ぎ出した時期に、効果のほどは別として、通学バス、通園バスの抗ウイルス剤によるコーティング加工してはどうですかと。あるいは水道事業、これだけの有水率低下、漏水調査をしてはどうですかという質問を取り上げさせていただきました。また、工業団地の防災調整池の排水、流末であります河川の土砂の問題、あるいは善川遊水地に設置されております地外回りの排水堀、U字溝ですよ。村道沿いに設置されています転

落防止柵、これでは足りないんじゃないですかというような質問も、村として力を入れて要望、国県にしてほしいという質問、要請をもいたしました。県の予算措置も、運よかったのか。松原焼切川の土砂が一番主となったようですけれども、仙台土木事務所におきましても5か年計画で1回だけ、奥田の荒屋敷側の一部が土砂揚げしていただいた実績もあります。また、善川遊水地の村道竹内蒜袋線の敷設されたU字溝への転落防止、これで不足しているんでないかということを上申したわけですけれども、先日、2月21日に衡下で行われた国からの説明会で、当初計画より転落防止は、担当課長は、あいつ全部つけんだよな、ぼろっとそういうような説明もいただいたんですが、やっぱり質問してよかったなというふうにも、自分として感じております。

しかし、村長、ここからです。残念な点は、残念な点は、村内に見渡せばいろいろ、課題山積しているのも事実かと思えます。村長に2点だけ。ぜひこれら引き継いでいただきたいという思いで申し上げます。一つは、県道261号線大衡駒場線です。奥田地区集落西側へ計画されている道路整備、これですけれども、施政方針にもありましたとおり、県の事業順位、大衡仙台線が急がれ、萩原村長も大和町の宮床と国道4号の地下道を結ぶことが急務とし、公約してまいりました。これら事業化が進んでおるわけでありましてけれども、そちらを優先する点も理解していますが、今日の奥田地区における通行車両の増加を見ますと、1メートルでも道路計画地の用地買収ぐらい、何がしかの動きが、事業が進んでほしかったなという思いが、一つあります。

あと一つは、地元衡下のことで恐縮なんですけど、今日までの議会において先輩議員さん方が何回となく一般質問もなされ、地区区長からも地元の声として要望されてきた村道昌源寺前線、これらを延長し、村道塩浪竹、内線への接続、衡下要害地区の生活路線であります。この生活道路の整備について進展が見られませんでした。

萩原村長の任期中に、事業の進展2点が見えなかった点、非常に私個人としては残念でなりません。次期村長にどなたが就任されようとも、これらの地域の課題について、ぜひ引継ぎをしていただきたいというふうに考えます。

村長も、8年間という月日は長いようで本当にあつという間であったと感じていると話されましたが、村長、改めて今日までのご労苦に対し、敬意と感謝を申し上げます。最後に、ただいま申し上げました2点の課題、これらを含め次期村長への引継ぎについて、どのように考えられているのか、村政全般に関する引継ぎをどのように考えているのか質問し、終わりたいと思えます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） この件につきまして、当然ここに同席している役場幹部全員、聞いているわけでありますから、誰が首長になろうとも、そのことは当然肝に銘じて、今のご意見を、いるというふうに思います。ただ、私も3月じゃない、4月25日で任期満了であります。選挙の投票日が23でありますから、24、25と2日しかありません。その中でなんですか、何だ、政策の何ていうんですかね、申合せというんですかね、引継ぎというんですか。そういうことが時間的に、多分無理なんだろうというふうに思いますので、したがって、今申し上げた、議会じゃない、職員の皆さんがそれを聞いておりますので、佐野議員の意を呈してそういったことを優先的にやっていくかもしれないと。かもしれないですから、分かります。

私も、そうは言っても、私も地元の村道路線、私、蕨崎というところに住んでいますけれども、地元の村道路線、これがもうそれこそ長年の懸案であったのを、解決も何もできません。できなかつたということも当然あります。これは何を物語っているかという、やはり相手があることに対して、それを、何ていいますかね、相手と交渉しながら、それをうまくまとめて実現するというのが、並大抵のことでできるものではないというふうに思います。

でも、一つ事例挙げますと、遊水地の関係で、それこそ難関だった案件が、私、自ら交渉に出向いて、そして、遊水地の完成させるに至ったということは、北上川下流河川事務所所長さん以下に大変感謝をされたところでもあります。そういったこともありますけれども、ですから、案件、案件によって、なかなかできるものとできないものがあるということは、私の地元の路線もそのとおりであります。なので、なかなか大変だなというふうに思っています。

勇退するに当たり、後継の、後継ってというのは誰か分かりませんが、なった首長については、私は事あれば、誰になろうともそのことも踏まえてご協力をしたいと、このように思っておりますので、政策協議とか引継ぎとかという時間はないわけでありますから、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

本当にあの、ただ私にとっては過大、大き過ぎる評価をいただいたというふうに思っています。佐野議員のご厚意に感謝を申し上げて、最後の答弁というふうにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。（「ありがとうございました。終わります」の声あり）

議長（細川運一君） 以上で、佐野英俊君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。お疲れさまでございました。

午後 3 時 5 0 分 散 会

---